



令和7年度



福祉ガイドブック

子育て支援編

高齢者福祉編

障害者福祉編

福祉一般編



【坂戸市】

相談窓口一覧

<坂戸市役所 TEL 049-283-1331>

相談種別	係 内線・電話番号
福祉総合相談窓口	福祉総合相談窓口 内線 507
子育て・子ども・児童虐待に関する相談	こども支援課支援係・家庭児童相談室 内線 482・483・484
	こども家庭センター 292-1025
ひとり親家庭に関する相談	こども支援課給付係 内線 422・424
保育所の入所に関する相談	保育課保育係 内線 427・428・491
高齢者福祉に関する相談	高齢者福祉課高齢者福祉係・地域包括ケア推進係 内線 432・433・436・464
介護保険に関する相談	高齢者福祉課介護保険係 内線 469・494・496・634
身体障害者、療育手帳に関する相談	障害者福祉課障害者福祉係 内線 416・417・468
精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療 (精神通院医療)に関する相談	障害者福祉課障害者福祉係 内線 416・417・468
身体障害者(児)、知的障害者(児)支援 に関する相談	障害者福祉課障害者援護係 内線 405・408・418・495
精神障害者支援に関する相談	障害者福祉課障害者援護係 内線 405・408・418・495
手話通訳に関する相談	障害者福祉課障害者福祉係 内線 417
障害年金に関する相談	市民課国民年金係 内線 447~449
生活保護に関する相談	福祉総務課保護係 内線 404・414・415
民生委員、赤十字事業、更生保護活動に 関する相談	福祉総務課福祉政策係 内線 406・412
生活困窮者に関する相談	自立生活サポートセンター 内線 493
心配ごと、ボランティアに関する相談	社会福祉協議会 049-283-1597
避難行動要支援者支援制度に関する相談 (防災安全課・福祉総務課・障害者福祉課・高齢者福祉 課)	防災安全課 防災防犯係 内線 218・219・321・322

子育て支援編

手当・貸付・移動支援

・ 児童手当	-----	2
・ 児童扶養手当	-----	3
・ 特別児童扶養手当	-----	4
・ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	-----	5
・ 市民バス特別乗車証	-----	6

医療費支給制度

・ こども医療費支給	-----	7
・ ひとり親家庭等医療費支給	-----	8

施設について

・ 児童センター	-----	9
・ 学童保育所	-----	10
・ 保育所	-----	12
・ 認定こども園	-----	13
・ 小規模保育施設	-----	14
・ 認可外保育施設	-----	15
・ 企業主導型保育施設	-----	15
・ 児童福祉施設	-----	16

子育て支援事業

・ 子育て支援利用支援員による相談	-----	17
・ 子育てファミリーの「おしえて！」メールポスト	-----	17
・ 子育て支援センター	-----	18
・ 一時保育サービス	-----	19
・ 赤ちゃんサロン	-----	20
・ つどいの広場	-----	21
・ さかどファミリー・サポート・センター	-----	21
・ さかどファミリー・サポート・センター緊急サポート事業	-----	22
・ さかどファミリー・サポート・センター減免について	-----	22
・ 子育て短期入所生活援助事業	-----	22

母子家庭等自立支援

・ 母子・父子自立支援員による相談	-----	23
・ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業	-----	23
・ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業	-----	23
・ ひとり親家庭等日常生活支援事業	-----	24
・ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	-----	24

家庭児童相談

児童虐待通報・相談	-----	26
-----------	-------	----

里親制度

埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	-----	28
-----------------------------	-------	----

高齢者福祉編

生きがいサービス

・ ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会	-----	30
・ 若返り歌謡ショー	-----	30
・ 市民バス特別乗車証	-----	30
・ ふれあい入浴事業	-----	31
・ 老人クラブ	-----	31
・ 老人福祉センター	-----	32

在宅支援

・ 地域包括支援センター	-----	33
・ 認知症ケア相談室	-----	35
・ 紙おむつ等の給付	-----	36
・ 日常生活用具の給付	-----	37
・ 緊急時通報システム	-----	38
・ 寝具乾燥消毒サービス	-----	39
・ 移送支援サービス	-----	39
・ 訪問理美容サービス	-----	40
・ 配食サービス事業	-----	40
・ 介護支援短期宿泊事業	-----	41
・ ふれあい収集事業	-----	41
・ 介護マーク配布事業	-----	42
・ 見守りキーホルダー交付事業	-----	43
・ 認知症高齢者位置探索システム利用費補助金	-----	44
・ 救急情報カード配布事業	-----	45

手当

・ 要介護高齢者手当	-----	46
・ 家族介護慰労金	-----	46

施設

・ 施設の種類と内容	-----	47
------------	-------	----

介護保険制度

・ 対象者及び保険料	-----	48
・ 利用手続	-----	48
・ サービスの種類	-----	49
・ 利用料	-----	49
・ 介護予防・日常生活支援総合事業	-----	50

成年後見制度

・ 成年後見制度	-----	51
・ 成年後見センター	-----	51

埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	-----	51
-----------------------------	-------	----

加齢性難聴による高齢者の補聴器購入費の補助	-----	52
-----------------------	-------	----

障害者福祉編

手帳について

・ 身体障害者手帳	-----	54
・ 療育手帳	-----	55
・ 精神障害者保健福祉手帳	-----	56

医療費助成制度

・ 重度心身障害者医療費の助成	-----	57
-----------------	-------	----

障害者総合支援法による制度

・ 介護給付	-----	58
・ 訓練等給付	-----	58
・ 障害児通所給付	-----	59
・ 相談支援	-----	59
・ 自立支援医療（更生医療）	-----	60
・ 自立支援医療（育成医療）	-----	60
・ 自立支援医療（精神通院医療）	-----	60
・ 補装具	-----	61

地域生活支援事業

・ 相談支援事業	-----	62
・ 移動支援事業	-----	63
・ 日中一時支援事業	-----	63
・ 地域活動支援センター事業	-----	64
・ 意思疎通支援事業	-----	64
・ 日常生活用具給付事業	-----	65

居宅サービス

・ 障害児・者生活サポート事業	-----	66
・ 訪問入浴サービス	-----	66

社会参加

・ 障害者への就労支援	-----	67
・ タクシー利用料金の補助（福祉タクシー利用券）	-----	68
・ 坂戸市市民バス特別乗車証の交付	-----	68
・ 自動車燃料購入費の補助	-----	69
・ 難聴児補聴器購入（修理）費の補助	-----	69
・ 障害児介護用自動車燃料購入費の補助	-----	69

埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

	-----	70
--	-------	----

手当・年金

・ 在宅重度心身障害者手当	-----	71
・ 特別障害者手当	-----	71
・ 障害児福祉手当	-----	71
・ 障害基礎年金	-----	72

その他

・ 特別支援教育	-----	73
・ 市立図書館のサービス	-----	73
・ 障害者差別解消法	-----	75
・ 障害者虐待防止法	-----	76

サービス事業一覧表

	-----	78
--	-------	----

福祉一般編

生活保護

- 生活保護とは ----- 82
- 保護の決め方 ----- 82
- 保護の内容 ----- 82
- 生活保護が決定されるまで ----- 83

生活困窮者自立支援

- 生活困窮者自立相談支援事業 ----- 84
- 住居確保給付金給付事業 ----- 85

社会福祉協議会

- 福祉車両の貸出し ----- 89
- 車いす等の貸出し ----- 90
- 法人後見事業 ----- 90
- 福祉サービス利用援助事業～あんしんサポートねっと～ ----- 91
- さかどふれあいサービス ----- 92
- さかどボランティア・市民活動センター ----- 92

貸付事業

- 生活つなぎ資金貸付け ----- 93
- 生活福祉資金貸付け ----- 93

福祉総合相談窓口

----- 95

民生委員・児童委員

----- 96

避難行動要支援者支援制度

----- 98

赤十字事業

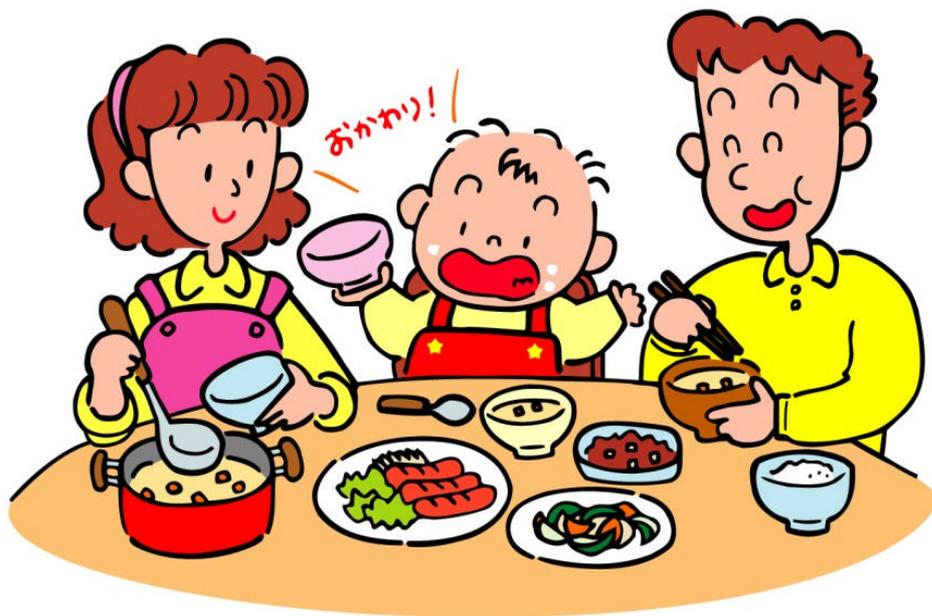
----- 99

更生保護活動

- 川越地区保護司会坂戸支部 ----- 101
- 坂戸地区更生保護女性会 ----- 102

※このガイドブックの内容は特に記載がない限り令和7年4月1日現在のものです。

子育て支援編



こども支援課
保 育 課

《 手当・貸付・移動支援 》

【 児童手当 】

児童手当は、お子さんを養育する方に次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援することを目的に支給される手当です。

●支給対象、支給額等

	令和6年9月分まで	令和6年10月分以降
支給対象	15歳の年度末まで	18歳の年度末まで
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 一律：15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生 一律：10,000円 ・所得制限限度額以上所得上限限度額未満 一律：5,000円 ・所得上限限度額以上：支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給月	3回（2月、6月、10月） ・各前月までの4か月分を支給	6回（偶数月） ・各前月までの2か月分を支給

※令和6年10月分から手当の内容が拡充されました。

●手 続……………お子さんが出生されたとき、又は坂戸市に転入されたときに
 手続きが必要です。認定請求書を提出するほか、場合に応じて以下のものを提出していただく必要があります。

- ・請求者名義の預金通帳等振込口座の分かるもの
- ・請求者及び配偶者の「個人番号カード」又は「個人番号通知カード」
- ・その他、必要に応じて提出していただく書類等

●窓口…こども支援課 給付係



【 児童扶養手当 】

母子・父子家庭の生活安定と自立促進を通じて、児童の健全な育成を目的に、支給される手当です。

- 支給要件 …… 次のいずれかに該当する児童を養育している父又は母、若しくは養育者
 - ・父母が婚姻を解消した児童
 - ・父又は母が死亡した児童
 - ・父又は母に一定の障害がある児童
 - ・父又は母の生死が明らかでない児童
 - ・父又は母に1年以上遺棄されている児童 ほか

- 支給期間 …… 児童が18歳の年度末までです。また一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

●支給額

子どもの人数	月額（全部支給）	月額(一部支給)
1人	46,690円	46,680円～11,010円
2人目以降加算額 (一人につき)	11,030円	11,020円～5,520円

- 支給月……毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回

- 所得制限……この手当を受給するには、所得制限があります。また、所得の額に応じて、全部支給か一部支給になります。

※受給資格者になられた方は、毎年8月に現況届の提出が必要となります。

●手当一部支給停止

平成20年4月以降、受給してから5年又は支給要件に該当してから7年が経過した方は、手当額が2分の1に支給停止されることがあります。適用除外するためには、届出が必要になります。

●窓口…こども支援課 給付係

【 特別児童扶養手当 】

精神又は身体に一定の障害がある 20 歳未満の児童を養育している方に、支給される手当です。

●支給要件…精神又は身体に、法律に規定する基準の障害を有する児童を養育している保護者

※ただし、次の場合は支給できません。

- ・国内に住所を有しないとき
- ・児童が障害による公的年金を受けることができるとき
- ・児童が児童福祉施設等に入所しているとき

●支給額（月額）…障害の状態が1級（重度）の方 56,800 円
障害の状態が2級（中度）の方 37,830 円

●支給月…毎年4月、8月、11月の年3回

●所得制限…この手当を受給するには、所得制限があります。

※受給資格者になられた方は、毎年所得状況届の提出が必要となります。

●窓口…こども支援課 給付係

【 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付 】

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のため、必要な資金をお貸しする制度です。

- 貸付要件…… 20歳未満の児童を扶養している方で、次に該当する方
 - ・配偶者が死亡又は離婚し、現に結婚していない方
 - ・配偶者の生死が不明又は配偶者から1年以上遺棄されている方
 - ・配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない方
 - ・配偶者が精神又は身体の障害により、長期にわたって働けない方
 - ・配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
 - ・婚姻によらないで母（父）となり、現に結婚していない方寡婦（かつて母子家庭の母であった方で、現在も上記のいずれに該当する方）
父母のいない、20歳未満の児童

- 所得制限……この貸付を受けるためには、所得制限があります。

- 貸付内容……
 - ・修学資金（児童が高校や大学等で学ぶための授業料等）
 - ・就学支度金（児童の学校又は修業施設への入学金等）
 - ・転宅資金（住宅の移転に必要な敷金等）
 - ・就職支度金（就職に際して必要な資金） ほか

- 手 続……
 - ・市役所で受け付けますが、この制度は県の制度ですので、利用にあたっては埼玉県西部福祉事務所が調査面接を行います。
 - ・申請に際しては、連帯保証人（県内・近隣にお住まいの60歳未満の親族）が必要な場合があります。

●窓口…こども支援課 給付係

【 市民バス特別乗車証 】

未就学児の父母・祖父母の方に、市民バス特別乗車証を交付します。

- 対象となる方…市内在住の未就学児の父母・祖父母の方
- 割引運賃…未就学児の父母・祖父母の方は、乗車証を提示することにより未就学児1人につき保護者1名が無料で乗車できます。
- 提出書類…市民バス特別乗車証交付申請書
- その他…バスの停留所や時間など、詳しくは交通対策課へお問合せください。
鶴ヶ島市の「つるバス・つるワゴン」も対象です。
- 窓口…こども支援課 こども政策係

◀ 医療費支給制度 ▶

【 こども医療費支給 】

こどもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、経済的負担を軽減するとともに、こどもの保健の向上に努めます。

- 支給対象児童……通院、入院ともに出生時から18歳の年度末まで
※坂戸市に住所があり、国民健康保険や社会保険等に加入していること。
- 支給対象医療費…保険診療に基づいた医療費の一部負担金
- 支給対象機関等…病院、各医院、歯科医、接骨医、処方せん薬局、治療用装具
- 支給対象外……①入院時における食事療養費負担金の1/2
②入院時における差額ベッド代、薬の容器代、診断書料等の保険外費用
- 受給資格登録……出生の場合、はじめに登録手続きをしてください。
転入の方は、転入日から支給できますが、登録手続きが必要です。
- 支給の流れ
◀埼玉県内の指定医療機関の場合▶
受診する際にこども医療費受給資格証と健康保険証等を医療機関の窓口に表示すると、保険診療分の医療費については窓口での支払いが無くなります。
※一医療機関で月額21,000円以上の医療費については、窓口でのお支払いが必要です。
◀県外や指定のない医療機関等の場合▶
①医療機関等で受診しましたら、一部負担金はお支払いしていただきます。
②お支払いした一部負担金は1か月分まとめて、医療機関の証明又は領収書を添付して、支給申請書を提出してください。
③こども医療費の支給は、おおむね支給申請書提出の翌月になります。
- 窓口…こども支援課 給付係

【ひとり親家庭等医療費支給】

ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

- 対象者……・母子・父子家庭の母や父及び児童
 - ・両親のいない児童及びその養育者
 - ・父又は母が一定の障害のある児童及び配偶者
- 対象年齢……児童が18歳の年度末までです。
 - ※一定の障害のある児童は20歳になるまでです。
- 所得制限……この助成を受けるためには、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

- 支給対象医療費…保険診療に基づいた医療費の一部負担金

- 支給対象機関等…病院、各医院、歯科医、接骨医、処方せん薬局、治療用装具

- 支給対象外……①入院時における食事療養費負担金の1/2
 - ②入院時における差額ベッド代、薬の容器代、診断書料等の保険外費用

- 支給の流れ
 - ◀埼玉県内の指定医療機関の場合▶

受診する際にひとり親家庭等医療費受給者証と健康保険証等を医療機関の窓口で提示すると、保険診療分の医療費については窓口での支払いが無くなります。

※一医療機関で月額21,000円以上の医療費については、窓口でのお支払いが必要です。
 - ◀県外や指定のない医療機関等の場合▶
 - ①医療機関等で受診しましたら、一部負担金はお支払いしていただきます。
 - ②お支払いした一部負担金は1か月分まとめて、医療機関の証明又は領収書を添付して、支給申請書を提出してください。
 - ③ひとり親家庭等医療費の支給は、おおむね支給申請書提出の翌月になります。

- 窓口…こども支援課 給付係

《 施設について 》

【 児童センター 】

子どもたちに健全な遊びを与え、健康増進と情操を豊かにすることを目的とした施設で、身近な地域子育て支援拠点施設でもあります。乳幼児親子、児童を対象にした各種事業を行っています。

●利用対象者…児童（18歳未満の方）及びその保護者

●開館時間…午前9時～午後5時（正午～午後1時の間は昼休み）

※大家児童センターについては、令和7年4月21日～令和7年7月18日まで改修工事のため、休館となります。工事期間中は、大家地域交流センターで平日午前中のみ幼児室を開設しております。また、乳幼児事業（赤ちゃん・にこちゃん各サロン）も行っていきます。休館中も大家児童センターの電話は通じますので、詳細についてはお問い合わせください。

●施設

施設名	所在地	電 話	休館日
千代田児童センター	坂戸市千代田 4 丁目 12-17	282-3099	日曜日
大家児童センター	坂戸市大字厚川 238-1	284-1425	日曜日
三芳野児童センター	坂戸市大字紺屋 150-5	284-4813	日曜日
坂戸児童センター	坂戸市芦山町 23	283-4378	月曜日

●窓口…各児童センター

【 学童保育所 】

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない場合、学校の授業が終了した放課後及び土曜日等の休業日において、家庭に代わる安全な生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことで、児童の健全育成を図ります。

●対象となる児童…小学校 1 年生～6 年生の児童

●利用料金…小学校 1 年生～4 年生 月額 13,000 円

小学校 5 年生～6 年生 月額 8,000 円

※おやつ代等を含みます。

入所金（入所時のみ） 8,000 円

※ひとり親家庭や兄弟姉妹等複数の入所の場合は、軽減措置があります。

●施 設

施 設 名	所 在 地	電 話
はらっぱクラブ	坂戸市伊豆の山町 1-1	282-3899
なかよしクラブ	坂戸市大字多和目 788 (城山学園内)	286-3875
わんぱくクラブ	坂戸市千代田 2 丁目 30-7	283-6263
第二わんぱくクラブ	坂戸市千代田 4 丁目 8-1 (南小学校内)	284-3200
風の子クラブ	坂戸市大字片柳 501-2	283-6258
にこにこクラブ	坂戸市薬師町 31-5	284-3737
第二にこにこクラブ	坂戸市薬師町 31-6	289-5515
あおぞらクラブ	坂戸市大字紺屋 150-5 (三芳野児童センター内)	283-7660
ほしぞらクラブ	坂戸市大字石井 1800 (勝呂小学校内)	289-5265

施設名	所在地	電話
第二ほしぞらクラブ	坂戸市石井1800-7	227-3150
ちびっこクラブ	坂戸市大字新堀381-1	289-0336
第二ちびっこクラブ	同上	289-0399
たけのこクラブ	坂戸市浅羽836-3	283-7091
ともだちクラブ	坂戸市森戸449-1 (大家小学校内)	287-6430
坂戸市学童保育の会事務局	坂戸市大字新堀228	289-2959

●窓口…坂戸市学童保育の会事務局
電話：289-2959

【 保育所 】

保護者が、仕事や病気などの理由で、昼間お子さんの保育ができない場合、保育所が保護者にかわって保育します。

●保育料等…世帯の所得及び児童の年齢等により市が決定します。また、保育時間、対象年齢などは、各保育園へお問合せください。

●施 設

区分	施設名	所在地	電話
公立	東坂戸保育園	坂戸市東坂戸2-7	283-3977
	千代田保育園	坂戸市千代田4-13-1	283-7244
	薬師保育園	坂戸市薬師町6-3	282-3188
	城山保育園	坂戸市西坂戸1-22-1	286-9511
私立	みのり保育園	坂戸市大字石井1903-1	283-8461
	あさば保育園	坂戸市大字浅羽1489	281-3001
	キッズハーモニー・坂戸	坂戸市八幡1-3-46	283-4283
	さつき保育園	坂戸市大字新堀271-1	288-7715
	アスクわかば保育園	坂戸市千代田3-21-23	280-5777
	レイモンド坂戸保育園	坂戸市善能寺43-15	298-6206
	むぎのこ保育園	坂戸市戸口457-4	284-8458
	坂戸さくら保育園	坂戸市伊豆の山町12	284-3500
	フラップ坂戸保育園	坂戸市日の出町5-30 アクロスプラザ坂戸2階	281-5030
	坂戸保育園 (公私連携型保育所)	坂戸市元町21-13	281-0114

●窓口…保育課 保育係

【 認定こども園 】

幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持った、教育と保育を一体的に行う施設です。

- 保育料等…世帯の所得及び児童の年齢等により市が決定します。また、保育時間、対象年齢、幼稚園部分の利用料などは、各園へお問合せください。

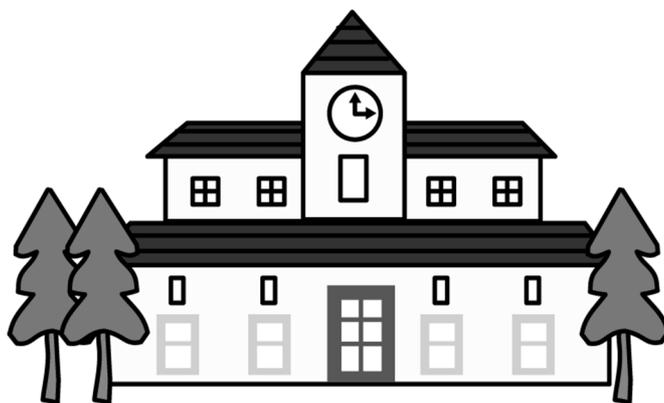
●施 設

KIDS PLAY PARK		
坂戸あずま幼稚園	坂戸市清水町13-14	281-8715
ラパン保育園	坂戸市元町22-39	280-2577

かびら幼稚園	坂戸市西坂戸3-30-1	286-9021
--------	--------------	----------

かなやま幼稚園	坂戸市中小坂519-2	282-1627
---------	-------------	----------

●窓口…保育課 保育係



【 小規模保育施設 】

保護者が、仕事や病気などの理由で、昼間お子さんの保育ができない場合、保育所より少人数の規模で家庭的な雰囲気の中で保護者にかわって保育する、市が認可する施設です。

- 保育料等…世帯の所得等により市が決定します。保育時間、対象年齢などは各施設へお問合せください。

●施 設

施 設 名	所 在 地	電 話
子どもの夢保育園 南口ハウス	坂戸市南町9-5	298-5245
子どもの夢保育園 北口ハウス	坂戸市日の出町1-27	299-6627
フラップ北坂戸末広保育園	坂戸市末広町22-3	298-7470
ポレポレ保育室	坂戸市溝端町1-5-101	227-3280
つぼみ保育園	坂戸市新堀278-1	288-7715
フラップ北坂戸東口保育園	坂戸市薬師町2-10-102	299-6616
きらら保育園	坂戸市石井2897-3	282-3177
フラップ坂戸三光保育園	坂戸市三光町49-14-105	290-2770
こひつじ園塚越	坂戸市塚越742-1	227-6681
大家森の子	坂戸市森戸548	285-1452

●窓口…保育課 保育係

【 認可外保育施設 】

認可外保育施設指導監督基準を満たしていると認められた保育施設です。

●保育料等…保育料、保育時間帯、対象年齢などは各施設へお問合せください。

●施設

施設名	所在地	電話
ひかりの子幼児学園	坂戸市塚越738	281-5540
子どもの夢保育園 南口ネクスト	坂戸市南町9-5	298-5245
子どもの夢保育園 北口ネクスト	坂戸市日の出町1-27	299-6627
ひまわり KID's+ (プラス)	坂戸市関間4-2-32	282-2890

●窓口…保育課 保育係

【 企業主導型保育施設 】

●保育料等…保育料、保育時間帯、対象年齢などは施設へお問合せください。

●施設

施設名	所在地	電話
ママスクエア DPL さかど保育園	坂戸市西インター1-2 -1 DPL 坂戸1階	070-3351- 0274

●窓口…保育課 保育係



【 児童福祉施設 】

県内には、児童福祉法で定められる次のような児童福祉施設があります。

《乳児院》

保護者のない乳児、虐待されている乳児その他環境上養育を要する乳児を預かり、養育する施設です。児童相談所が入所の決定を行います。

《児童養護施設》

乳児を除き、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設です。児童相談所が入所の決定を行います。

●窓口…川越児童相談所

電話：049-223-4152

こども支援課 支援係

○母子生活支援施設

18歳未満の児童を養育している女性が、さまざまな生活上の問題によってその養育などが十分できない場合、母子とも保護し、その自立を精神面と生活面から支援する施設です。

○助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることが難しい妊産婦が入所して助産を受ける施設です。

入院しての助産を受けることが必要な妊産婦であって、所得が一定以下の方（生活保護受給世帯、市民税非課税世帯など）が対象となります。健康保険などから出産育児一時金が給付される方は利用できない場合があります。

●窓口…こども支援課 支援係

◀ 子育て支援事業 ▶

【 子育て支援利用支援員による相談 】

子育てに関することについて、誰もが気軽に相談できる総合窓口です。

● 内 容

子育て家庭のニーズに合わせて、保育所・幼稚園などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助を行います。

どのような支援があるのか、利用方法が分からないときなどにご利用ください。

●窓口…こども家庭センター 電話：292-1025

【 子育てファミリーの「おしえて！」メールポスト 】

子育てに関する相談や情報提供にメールでお答えします。

●対象となる方…乳・幼児～小学生くらいまでの子育て中の保護者等

- 内 容…どこに聞けばいいのかわからない、電話ではちょっと…と思う方、時間を気にせず自分の都合のよいときに気軽にご利用できます。相談内容に応じ、各担当がお答えします。

●インターネットアドレス

<https://www.city.sakado.lg.jp/site/sakado-kosodate/15288.html>

※坂戸市役所ホームページのトップページにある「組織でさがす」をクリックし、「こども健康部 こども支援課」>「子育て相談」のカテゴリにある「子育てファミリーの「おしえて！」メールポスト」のリンクから入ることもできます。

【 子育て支援センター 】

地域の子育て家庭における育児不安の解消・軽減をめざし、相談事業や子育てサークルの支援、子育て情報の収集・提供などの育児支援事業を行っています。

●場 所…子育て支援センター

坂戸市元町21-13（坂戸保育園内）

電話：288-2141 FAX：288-2144

●開所時間…月～金曜日：午前8時30分～午後5時

土曜日：午前8時30分～正午

※日曜、祝日、年末年始は利用できません。

●費 用…無料

（ただし、一時保育サービスを利用する場合は有料となります。）

●主な事業内容

事業名	内容・利用時間
子育て電話相談・面接相談	育児に関する不安、育児方法等 月～金曜日：午前9時～正午
あそぼう会	親子でできる遊びの紹介等 月1回火曜日：午前10時30分～11時30分
たまひよサロン	乳児とのかかわり方や遊び方のアドバイス等 月1回水曜日：午前10時30分～11時30分
おひさまタイム	発達の不安や育児に関するアドバイス等 月1回月曜日：午前10時30分～11時30分
お楽しみ会	年1～2回講師を招いて、親子で楽しむ会を開催
一時保育サービス	一時保育サービス参照

●窓口…子育て支援センター 電話：288-2141

【 一時保育サービス 】

保護者が仕事、リフレッシュ、出産、看護、研修などの理由で、お子さんを一時的に保育できない場合、下記の施設で保護者にかわって保育します。

- 対象となる方…保育所等に入所していない、満1歳以上小学校就学前までのお子さん。

●実施施設

施設名	所在地	電話
子育て支援センター	坂戸市元町21-13 (坂戸保育園内)	288-2141

- 保育内容…利用日数は週3回を限度とし、一日又は午前中の半日保育をします。状況に応じてクラス保育と個別保育を併用します。

●利用料金

区分	1・2歳	3歳以上
1日保育	2,000円	1,300円
半日保育	1,000円	650円
給食代	230円	
おやつ代	1日100円(2回) 半日50円(1回)	

※利用料金表の年齢区分は、実年齢によるものです。

- 利用時間……月～金曜：午前8時30分～午後4時30分
土曜：午前8時30分～正午
※日曜、祝祭日、年末年始は利用できません。

- 申込み……希望者は直接子育て支援センターへお電話ください。
※初めての方は事前の面接・登録が必要です。

- 窓口…子育て支援センター 電話：288-2141
保育課 保育係

【 赤ちゃんサロン 】

親子でふれあい遊びを楽しんだり、子育て相談をしています。ママ友づくりや情報交換の場として気軽にご参加ください。予約は要りません。

●対象となる方…0歳～1歳の誕生日までの乳児と保護者

●参加費…無料

●場所、日時

場 所	日	時 間	電 話
坂戸児童センター	第2・4金曜日	10時30分～ 11時30分	283-4378
千代田児童センター	第2・4火曜日	//	282-3099
三芳野児童センター	第2～4火曜日	//	284-4813
大家児童センター	第1～3木曜日	//	284-1425

●持 ち 物…飲み物、おむつ

※月2回1歳～2歳の乳幼児と保護者を対象に【にこちゃんサロン】も実施しています。

◎ 各児童センターには子育て親子のつどいの場として、乳幼児専用ルームがあります。予約は要りませんので、お近くの児童センターをお気軽にご利用ください。

- ・千代田児童センター 月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ・三芳野児童センター 月～土曜日 //
- ・大家児童センター 月～土曜日 //
- ・坂戸児童センター 火～日曜日 //

●窓口…各児童センター

【 つどいの広場 】

地域の親子が気軽に立ち寄って、親子で遊んだり、情報交換したりできる場所です。

●対象……0歳～就学前の乳幼児と保護者、妊娠中の方

●利用料……無料

●開所時間……午前10時～午後3時

●場所

施設名	所在地
坂戸つどいの広場	坂戸市千代田1-1-22（勤労女性センター隣）
入西つどいの広場	坂戸市新堀159-1（入西地域交流センター内）

●持ち物……ミルク、飲み物、おむつ、ティッシュペーパー等

●窓口…こども支援課 支援係

【 さかどファミリー・サポート・センター 】

子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と、子育てのお手伝いができる人（協力会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う組織です。

●会員になるには…（利用会員）

市内在住・在勤で、0歳～12歳（小学生まで）のお子さんをお持ちの方

※生後6か月までのお子さんの援助活動は、保護者の同伴が必要です。

（協力会員）

市内及び隣接する市町に居住する成人の方で、育児援助に理解と熱意があれば資格・経験・性別は問いません。活動を始める前に規定の講習があります。

●会員登録…どちらも事前に登録が必要です。登録を希望される場合は事前にお問合せください。

- 利用料金…月曜日～金曜日：午前7時～午後8時まで 1時間 700円
上記以外の時間、土・日・祝日・年末年始 1時間 800円
※活動終了後、利用会員は協力会員に直接、利用料金を支払います。

- 利用の内容…・早出や残業で子どもを保育施設に送迎できない。
 - ・病院に行く時、子どもをみていてほしい。
 - ・外出したいが子どもと一緒にでは出かけにくいなど。※利用にあたっては、事前にセンターでの調整・打合せが必要となります。

- 場所…坂戸市八幡2-5-24 松栄コーポラス301号室
電話：299-5790 FAX：299-5793

【 さかどファミリー・サポート・センター緊急サポート事業 】

緊急サポート事業では、前々日～当日に急なお子さんの預かりや送迎、宿泊を伴う預かり、病児病後児の預かりを行います。

- 利用料金…全日：午前8時～午後8時まで 1時間 1,000円
上記以外の時間 1時間 1,200円
宿泊（午後6時～翌日午前9時まで） 10,000円
※活動終了後、利用会員は協力会員に直接、利用料金を支払います。

- 利用方法…電話：299-5790（さかどファミリー・サポート・センター）へご連絡ください。

【 さかどファミリー・サポート・センター減免について 】

さかどファミリー・サポート・センター（緊急サポートを含む）の利用について、児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等の医療費の助成を受けている世帯、生活保護受給世帯、就学援助受給世帯について保育料金（謝金）の1/2を助成します。

【 子育て短期入所生活援助事業 】

保護者が疾病、疲労その他の身体上や精神上的の理由や出産・冠婚葬祭などの理由により、家庭で子どもを養育することができない場合に、一時的に子どもを児童養護施設で預かります。

- 対象児童…市内に住所を有する満2歳以上の児童
- 利用期間・回数…1か月に1回とし、期間は1回につき7日以内

- 利用費用…1日1人 2,750円（減免規定あり）
※利用にあたっては、事前に相談・調整が必要です。
※施設の利用状況により、希望どおりに利用できない場合があります。

●窓口…こども支援課 支援係

《 母子家庭等自立支援 》

【 母子・父子自立支援員による相談 】

母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、母子・父子自立支援員が経済的に自立が可能な資格の取得や就職活動等の相談に応じ、個々の状況やニーズ等に合わせた母子・父子自立支援プログラムを策定します。

- 相談時間…毎週火・木曜日 午前9時～午後4時まで

【 母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業 】

- 目的…母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭等の自立促進を図るものです。
- 対象者…母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- 対象講座…◎雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
◎その他市長が認める講座
例：2級ホームヘルパー、介護保険事務、医療事務、簿記会計事務等

【 母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業 】

- 目的…母子家庭の母及び父子家庭の父が就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進し、母子家庭等の自立促進を図るものです。
- 対象者…・児童扶養手当の支給を受けている方及び同様の所得水準にある方（所得水準を超過した場合でも1年間に限り継続して支給を受けることができます）
・養成機関において一定期間のカリキュラムを修行し、対象資格の取得が見込まれる方
- 対象資格…看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等、その他市長が認める資格

【ひとり親家庭等日常生活支援事業】

- 目的…母子家庭の母及び父子家庭の父又は寡婦が、疾病等により一時的に生活援助が必要な場合に、家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣して、家事等の日常生活の支援を行い、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。
- 対象者…母子家庭の母及び父子家庭の父又は寡婦
- 利用者負担…課税状況により、利用者負担があります。

【ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業】

- 目的…ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向け、正規雇用を中心とした就業に繋がります。
- 対象者…母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び子
- 対象講座…高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信講座を含む）
- 窓口…こども支援課 こども政策係



《 家庭児童相談 》

子どもに関することで、ご心配をお持ちの方は気軽にご利用ください。家庭児童相談員が相談に応じます。

●どんな相談を

性格や情緒、生活習慣について
知能、言語発達について
非行について
学校生活について
家族関係について
環境福祉について
体の不自由な子どもの相談など

●開設時間…月曜日～金曜日：午前9時～午後5時まで

※土・日曜、祝祭日、年末年始は利用できません。

●窓口…こども支援課 家庭児童相談室

こども家庭センター 電話：292-1025

《 児童虐待通報・相談 》

児童虐待は、児童の人権を無視した「してはいけない行為」です。もし、虐待と思われたら、通報・相談をしてください。

- 虐待の種類……①身体的虐待
殴る、蹴る、熱湯をかける、体を激しくゆさぶるなど
 - ②心理的虐待
暴言を言う、無視する、拒否的な態度を示す、児童の面前で保護者等が喧嘩をするなど
 - ③性的虐待
性的行為を強要する、裸を被写体とするなど
 - ④ネグレクト（養育の拒否・怠慢）
食事を与えない、入浴をさせない、幼い子どもをひとりにさせておくなど
- 防止のために……子どもは思い通りにはならないものです。
育児についての不安や悩みは誰もがかかえるものです。
ひとりでかかえたまま、孤立してしまうことは、さらに子育てのストレスを高めます。
身近な窓口に気軽にご相談ください。
育児支援の家庭訪問も実施しています。

●通報・相談…こども支援課 支援係

児童相談所全国共通ダイヤル 電話：189
※最寄の児童相談所に電話がつながります。

川越児童相談所 電話：049-223-4152
西入間警察署 電話：284-0110

《 里親制度 》

里親とは、親の病気や離婚などさまざまな事情によって、あたたかい家庭のぬくもりを求めている児童を自分の家庭に迎え入れ、愛情とまごころをこめて養育してくださる方のことです。里親制度は児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方に児童の養育をお願いする制度で、その期間は、数日間から数年間までさまざまです。

- 里親になれる方…原則として特別な資格はいりませんが、里親に望まれることは、経済的にも精神的にも健全な生活を営まれており、子どもが大好きであること、児童の養育に理解と熱意があることなどがあります。
- 里親になるには…まずは、川越児童相談所又は市役所にご相談ください。里親制度について十分理解いただきましたら、ご家族合意の上でお申込みください。
- 窓口…川越児童相談所 電話：049-223-4152
こども支援課 支援係



◀ 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度） ▶

妊産婦の方や、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子利用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

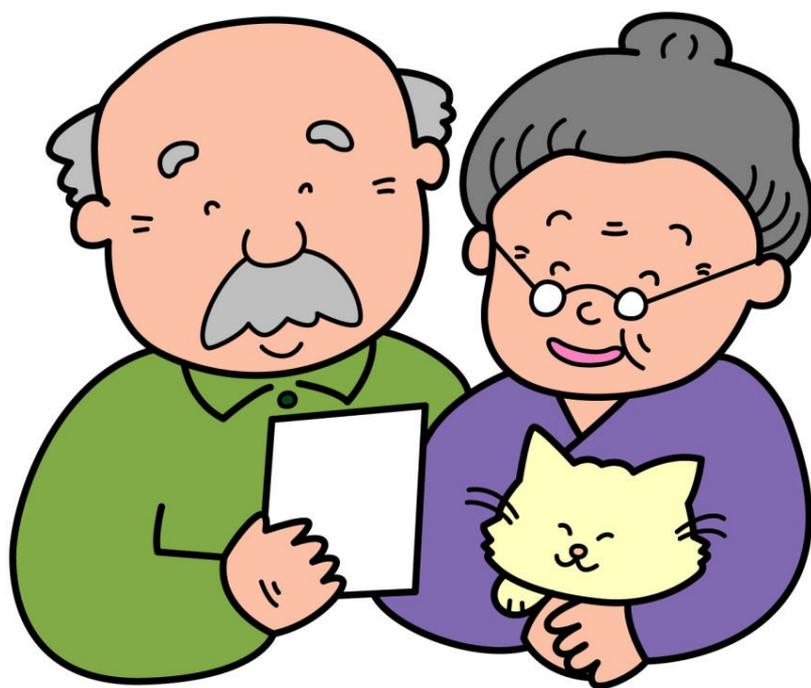
◎対象者

母子健康手帳をお持ちの方

その他詳細は、70ページに掲載しています。

- 窓口（妊産婦の方）…こども支援課 支援係
こども家庭センター
電話：292-1025

高齡者福祉編



高齡者福祉課

《 生きがいサービス 》

【 ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会 】

スポーツを通じて健康を増進し、相互の友愛を深めることを目的として、ゲートボール大会及びグラウンドゴルフ大会を開催します。

【 若返り歌謡ショー 】

60歳以上の方を対象に、健康長寿及び若返りを促し、相互の友愛を深めることを目的として、若返り歌謡ショーを開催します。

【 市民バス特別乗車証 】

高齢者の方に、市民バス特別乗車証を交付します。

- 対象となる方…70歳以上の方
- 割引運賃…70歳以上の方は、乗車証を提示することにより無料で乗車できます。
- 提出書類…市民バス特別乗車証交付申請書
※申請の際、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を提示してください。その場で補助券を交付します。
※各出張所でも交付しています。
- その他…バスの停留所や時間など、詳しくは交通対策課へお問合せください。
鶴ヶ島市の「つるバス・つるワゴン」も対象です。
- 窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係

【 ふれあい入浴事業 】

65歳以上の高齢者の方に対して、入浴施設の1回の利用につき200円の割引をする入浴補助券を支給します。

- 対象となる方…65歳以上の方
- 支給枚数…1人当たり年間12枚
- 提出書類…坂戸市ふれあい入浴補助券交付申請書
※申請の際、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を提示してください。その場で補助券を交付します。
※各出張所、各地域交流センターでも交付しています。
- 利用施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
天然温泉ふるさとの湯	坂戸市粟生田40	227-9126

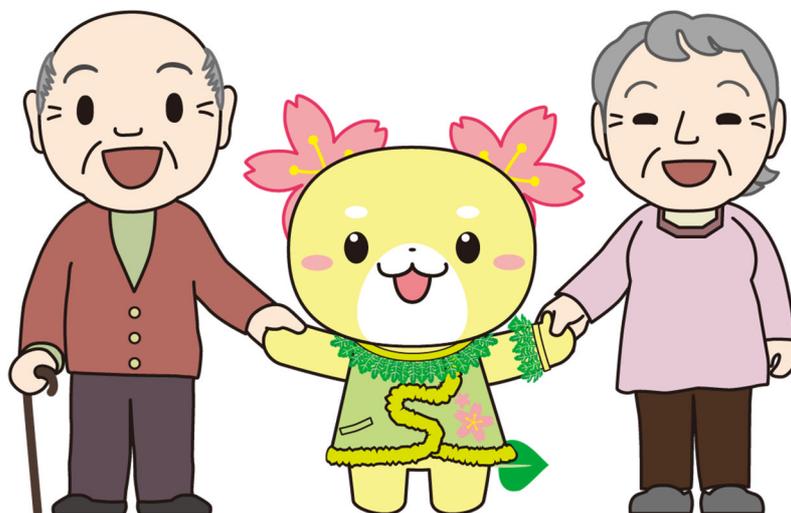
- 窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係

【 老人クラブ 】

おおむね60歳以上の方を対象とした自主的な団体です。教養の向上・健康増進・社会奉仕活動・地域社会との交流・レクリエーションを主な活動としています。

※入会を希望する方は、地元の老人クラブ又は高齢者福祉係へお問合せください。

- 窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係
老人クラブ



【 老人福祉センター 】

高齢者の方に健康で明るい生活を過ごしていただくための施設です。健康の増進やレクリエーションの場としてご利用ください。（公益社団法人シルバー人材センターが指定管理者となり、老人福祉センターの管理・運営を行っています。）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
城 山 荘	坂戸市大字多和目1411	285-9611
ことぶき荘	坂戸市大字赤尾2149-1	283-0223

- 利用時間…午前9時から午後4時まで
（浴室は午前10時から午後3時30分）
- 休 館 日…年末年始（12月29日から1月3日まで）
※清掃等により臨時休館する場合があります。
- 利 用 料…○市内及び川越都市圏域内（川越市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町、越生町、鳩山町）もしくは日高市に居住する方
 - ・60歳以上の方……100円
 - ・60歳未満の方……300円
 ○上記以外に居住する方……500円
 ※川越都市圏域内や日高市の公共施設（老人福祉センターなど）もご利用できます。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西後楽会館	川越市笠幡3574	049-232-6177
逆木荘	鶴ヶ島市三ツ木935-1	049-286-3301
高麗の郷	日高市楡木201	042-985-9988
やすらぎの郷	川島町曲師402-1	049-299-6630
山根荘	毛呂山町大字阿諏訪1527-1	049-294-5545

※利用時間や料金などについては、直接各施設へお問合せください。

- 窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係

《 在宅支援 》

【 地域包括支援センター 】

地域包括支援センターは、高齢者の方の相談窓口です。高齢者の方の日常生活の困りごとや介護の方法などお住まいの地域の地域包括支援センターへご相談ください。

- 高齢者の方やその家族などの相談を受け、サービスや制度に関する情報提供、関係機関への紹介など総合的な相談・支援を行います。
- 高齢者の方の権利擁護に関わる支援や、虐待の防止・早期発見に努めます。
- 介護予防ケアマネジメントを行います。
- 地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者のみなさんにとってより暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークづくりに取り組んでいきます。

●東部地域包括支援センター

坂戸市東坂戸2-3-102

電話：284-7775

対応時間：午前9時～午後5時30分（日曜日・祝日・年末年始を除く）

担当地区：紺屋、中小坂、横沼、小沼、青木、東坂戸、石井、島田、赤尾、塚越、戸宮、栄

●中央第一地域包括支援センター

坂戸市千代田4-13-3 坂戸中央クリニック内

電話：283-3721

対応時間：午前9時～午後5時30分（日曜日・祝日・年末年始を除く）

担当地区：鎌倉町、清水町、柳町、山田町、八幡、関間、千代田、坂戸

●中央第二地域包括支援センター

坂戸市緑町11-15 三上ビル1階

電話：280-3210

対応時間：午前9時～午後5時30分（日曜日・祝日・年末年始を除く）

担当地区：日の出町、本町、仲町、元町、花影町、三光町、中富町、緑町、南町、泉町、粟生田、浅羽、浅羽野

●中央第三地域包括支援センター

坂戸市末広町5-1 シャンポールビル102

電話：288-7701

対応時間：午前8時30分～午後5時30分（日曜日・祝日・年末年始を除く）

担当地区：芦山町、薬師町、溝端町、末広町、伊豆の山町、上吉田、片柳、片柳新田

●西部地域包括支援センター

坂戸市大字新堀1-1 シャローム・ガーデン坂戸内

電話：282-4592

対応時間：午前8時30分～午後5時30分（日曜日・祝日・年末年始を除く）

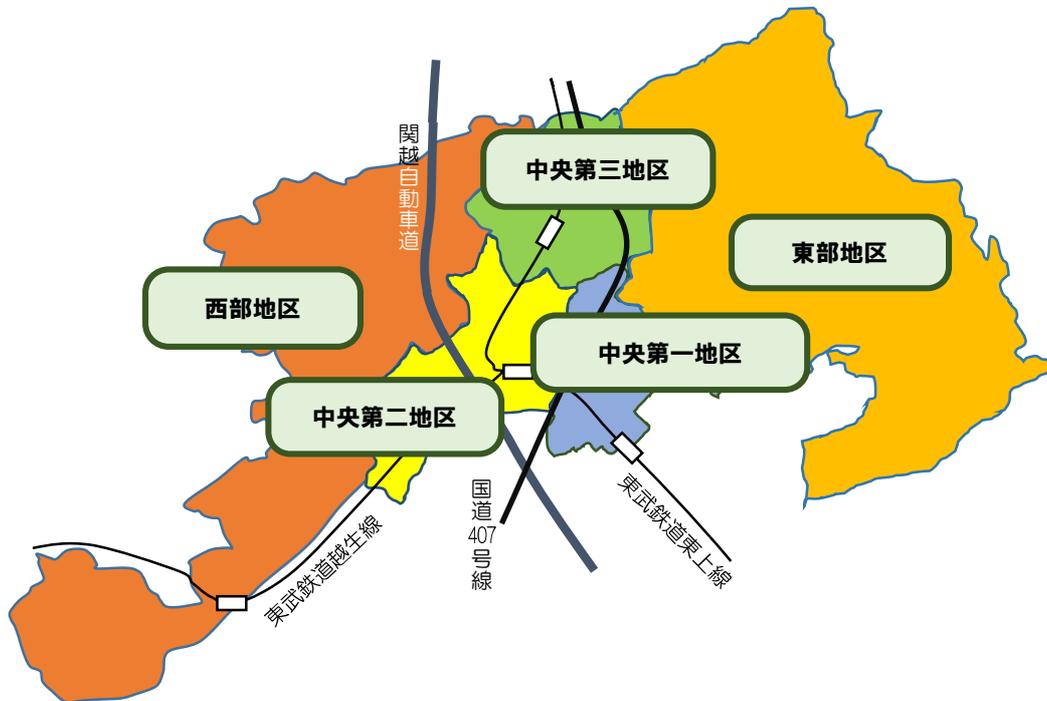
担当地区：新堀、堀込、小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、今西、金田、
沢木、東和田、新ヶ谷、戸口、中里、塚崎、北峰、北大塚、につき
い花みず木、西インター、森戸、多和田、四日市場、厚川、萱方、
欠ノ上、成願寺、けやき台、西坂戸、鶴舞

※西部地域包括支援センター西坂戸支所

坂戸市西坂戸3-2-10

電話：299-6286

対応時間：午前9時～午後5時（日曜日・祝日・年末年始を除く）



【 認知症ケア相談室 】

坂戸市認知症ケア相談室は、坂戸市内にあるグループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所）に設置した、認知症ケアに関する相談窓口です。

- 相談方法…電話、来所、ZOOM 相談
※ご相談日の1週間前までに電話にて予約（ZOOMの場合はメールにて予約）
- 利用できる方…本人、親族等
- 相談内容…認知症ケアに関する困りごとや介護技術のアドバイス等
- 相談室

名 称 アドレス	開設日	所在地 (電 話)
あったかホーム attakaigo@attakahome.com	毎週水曜日 午前10時～午後3時	坂戸市厚川185 (288-0005)
シャローム・グループホーム soudan@shalom7h.or.jp	毎週月曜日 午前10時～正午、午後2時～4時 (予約受付時間：平日午前10時～午後4時)	坂戸市新堀1-1 (283-7232)
坂戸グループホームそよ風 sakado@sykz.co.jp	毎週火曜日 午前10時～午後1時 (相談日・相談時間については応相談)	坂戸市赤尾 1893-1 (280-6161)
グループホームかおる kaorusakado@grace.ocn.ne.jp	毎週金曜日 午後1時～4時	坂戸市上吉田 260-24 (280-7050)
グループホーム暖家坂戸 saka@medihome.co.jp	土曜日 午後1時～午後4時	坂戸市関間 4-11-14 (282-3333)

- 窓口…高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

【 紙おむつ等の給付 】

在宅の重度の介護を要する方に対し、紙おむつ等を給付します。

- 対象となる方…65歳以上(40歳から65歳未満で特定疾病の方を含む)で、次の項目全てに該当する方
 - ・介護保険の要介護認定において要介護3～5に認定された方で排泄の介護を必要とする方
 - ・本人及び家族(※)全員の市民税が非課税の方(※)家族とは、利用者と同居している又は同敷地に隣接して居住し、かつ同一生計を営んでいる者(世帯分離している場合も含む。)のことを指します。

- 給付内容…1月あたり5,000円を限度に紙おむつ、尿とりパット等を配達します。
(限度額を超えた分については、自己負担となります。)
利用申請のあった翌月からの給付となります。

- 提出書類…在宅福祉事業利用申請書・対象者基本情報シート

- 窓口…高齡者福祉課 高齡者福祉係

【 日常生活用具の給付 】

心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な在宅で生活する一人暮らしの方等に対し、日常生活用具を給付します。

●対象となる方と用具の種類

本人及び同居している家族全員の市民税が非課税で次のいずれかに該当する方

種 類	給付を受けられる方
電磁調理器	65歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの方
火災警報器	65歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの方、又は高齢者のみの世帯の方
自動消火器	

●負 担 額…購入費用の100分の10

※生活保護世帯は無料

●提出書類…在宅福祉事業利用申請書・対象者基本情報シート

●窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係

【 緊急時通報システム 】

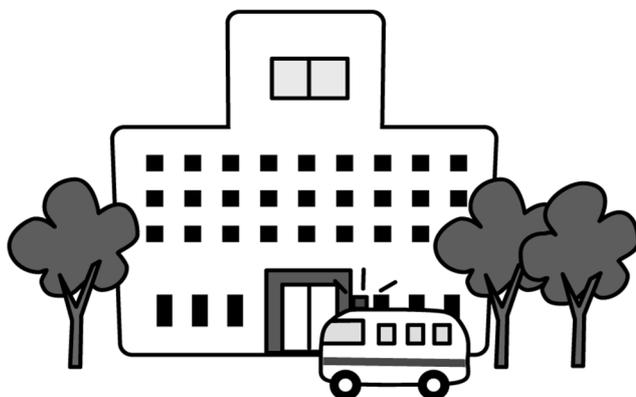
緊急時に装置のボタンを押すことにより受信センターに通報され、必要に応じた援助や救急要請等が行える装置を設置します。

- 対象となる方…在宅で生活する方で、次の項目のいずれかに該当する方
 - ・同一敷地内に親族がいない65歳以上の一人暮らしの方、又は65歳以上のみで構成される世帯にある方で、次のいずれかに該当する方
 - ①介護保険の要介護認定において要介護1～5に認定された方
 - ②病状の急変等に関して常に注意が必要な慢性的疾患を有する方
 - ・同一敷地内に親族がいない一人暮らしで障害の程度が1級~~＝~~又は2級の方
 - ・同一敷地内の親族の就労等により上記に掲げる方に準ずる状態にある方
- ※ただし、現に電話が設置されている場合に限りです。

- 利 用 料…月額500円
通話料は全額自己負担となります。

- 提 出 書 類…在宅福祉事業利用申請書・対象者基本情報シート・緊急時通報システム事業申請書別紙

- 窓口…○65歳以上の方
高年齢福祉課 高年齢福祉係
○障害者手帳をお持ちの方
障害者福祉課 障害者援護係



【 寝具乾燥消毒サービス 】

自宅での寝具の乾燥が困難な方に対し、寝具の乾燥消毒と水洗いを行います。

- 対象となる方…自宅での寝具類の乾燥が困難で、次のいずれかに該当する方
 - ・同一敷地内に親族がいない65歳以上の一人暮らしの方、又は65歳以上のみで構成される世帯にある方
 - ・重度の身体障害または知的障害のある方

- 利用回数…
 - ・乾燥消毒 月1回
 - ・水洗い 年1回

- 利用料…
 - ・乾燥消毒 200円/1回（市民税非課税世帯は無料）
 - ・水洗い 600円/1回（市民税非課税世帯は300円）※生活保護世帯は乾燥消毒、水洗いともに無料

- 提出書類…在宅福祉事業利用申請書・対象者基本情報シート

- 窓口…○65歳以上の方
 - 高齡者福祉課 高齡者福祉係
 - 障害がある方
 - 障害者福祉課 障害者援護係

【 移送支援サービス 】

常時ねたきりの状態又は常時車いすを利用している在宅の高齢者の方に対し、移送用車両により自宅と介護施設等との間を送迎します。

- 対象となる方…介護保険の要介護認定において要介護1～5に認定された在宅で生活する方で、家族での移送又は一般の交通機関の利用が困難な65歳以上の方

- 利用時間…1月あたり180分を限度に利用できます。

- 利用料…
 - ・移送サービス
 - ・ヘルパー介助事業者によって金額が異なります。詳しくは高齡者福祉課へお問合せください。

- 提出書類…在宅福祉事業利用申請書・対象者基本情報シート

- 窓口…高齡者福祉課 高齡者福祉係

【 訪問理美容サービス 】

理美容室へ出向くことが困難な在宅の高齢者の方に、理美容師が自宅を訪問して理美容サービスを提供します。

- 対象となる方…介護保険の要介護認定において要介護1～5に認定された方で、心身の障害等により理美容室に行くことが困難な65歳以上の方
- 内 容…・訪問理容サービス 調髪
・訪問美容サービス カット
- 利 用 回 数…年4回を限度に利用できます。
- 利 用 料…2,000円／1回
- 提 出 書 類…在宅福祉事業利用申請書・対象者基本情報シート
- 窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係

【 配食サービス事業 】

食事の支度が困難な高齢者の方に対して、自宅に昼食を定期的に配送するとともに、安否確認を行います。

- 対象となる方…食事の支度を行うことが困難と認められ、次のいずれかに該当する方（食事の支度を行うことができる家族がいる場合は除きます。）
 - ・一人暮らしの65歳以上の方
 - ・65歳以上の方のみで構成される世帯にある方
- 配 食 日…日曜日と年末年始を除く
- 回 数…1日1食（週4食まで）
- 利 用 料…400円／1食（おかずのみの場合は350円／1食）
- 提 出 書 類…高齢者配食サービス事業利用申請書・対象者基本情報シート
- 窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係

【 介護支援短期宿泊事業 】

介護保険法による保険給付の支給限度額を超えても、介護者が特別な理由により一時的に介護が困難となった場合に、老人福祉施設で短期間宿泊できます。

- 対象となる方…介護保険の要介護認定または要支援認定を受けている、市民税非課税世帯の方
(ただし、身体障害者福祉法その他の法令の規定に基づく短期入所の対象となる方、入院加療を要する方、感染する疾患を有する方、他者に著しい迷惑を及ぼすおそれのある方は利用できません。)
- 利用要件…次のいずれかに該当する場合に利用できます。
 - ・介護者の入院、事故、葬儀への出席等の特別な理由により、対象者に援助が必要となるとき
 - ・対象者本人が単身で介護者がなく、事業を利用しなければ生命の危急にかかる等、切実な理由があるとき
- 利用期間…7日間／1か月
- 利用料…介護保険のサービス単価の100分の10に相当する額(ただし、日常生活費は別途負担となります。)
- 提出書類…介護支援短期宿泊事業利用申請書
- 窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係

【 ふれあい収集事業 】

所定のごみ集積所へ、ごみ・資源物を出すことが困難な方に対して、直接自宅を訪問し、ごみ等を収集するとともに、安否確認を行います。

- 対象となる方…自らごみ等を所定の集積所へ出すことが困難と認められ、身近な人から協力が得られない、次のいずれかに該当する方
 - ・一人暮らしの65歳以上の方又は身体障害者の方
 - ・65歳以上の方のみで構成される世帯にある方
- 収集回数…月曜日から金曜日のいずれか週1回(一括収集)
- 提出書類…ふれあい収集事業利用申請書

●窓口…○65歳以上の方

高齢者福祉課 高齢者福祉係

○障害者手帳をお持ちの方

障害者福祉課 障害者援護係

【 介護マーク配布事業 】

認知症など外見ではわからない要介護状態の方を介護している方が、公共トイレ使用の際の介助や、男性介護者が女性用下着等の買い物をするときなどに誤解や偏見を受けたりすることがないように、介護している方へ「介護マーク」を配布します。

「介護マーク」は名札ホルダーに入れるなどして活用いただくものです。

●対象となる方…高齢者や障害者等を介護している方

●配布窓口…高齢者福祉課 地域包括ケア推進係

障害者福祉課 障害者援護係

地域包括支援センター



※坂戸市のホームページ
からもダウンロードで
きます。

【 見守りキーホルダー交付事業 】

見守りを必要とする方に「坂戸市見守りキーホルダー」を交付し、見守りを必要とする方が保護されたとき、見守りキーホルダーに印字されている登録番号から、保護された方の情報を確認し、いち早く家族へ連絡する仕組みです。

- 対象となる方…
 - ・認知症又は認知症の疑いにより見守りの必要な方
 - ・障害又は障害の疑いにより見守りが必要な方
- 提出書類…坂戸市見守りキーホルダー登録申請書、坂戸市見守りキーホルダー登録シート
- 窓口…高齡者福祉課 高齡者福祉係
障害者福祉課 障害者援護係



【認知症高齢者位置探索システム利用費補助金】

認知症高齢者の安全の確保及び当該家族等の負担軽減を図ります。

- 要件…次の全てに該当する場合に申請できます。
 - (1) 位置探索システム所持者は、介護保険の要介護認定において要介護1～5に認定され、外出時に行方不明となるおそれがある認知症高齢者の方。
 - (2) 認知症高齢者の現在の位置情報の提供を受けることができ、家族等に代わって事業者が駆け付けることができるサービスを附帯している位置探索システムを利用していること。(ただし、携帯電話端末機を除く。)
 - (3) 申請者は、補助対象経費を支払った認知症高齢者又は家族等であること。
- 補助対象経費…次のいずれかに該当する経費が補助の対象となります。
 - (1) 手数料、登録料その他の契約の締結に要する経費
 - (2) 機器及び附属機器の利用の開始に要する経費※ただし、基本料金、位置情報提供費、緊急対処員急行費及び機器の修繕又は交換に要する経費を除きます。
- 補助金額…補助対象経費に相当する額(上限1万2,000円)
※認知症高齢者1人につき1回限り
- 提出書類…認知症高齢者位置探索システム利用費補助金交付申請書・位置探索システムに係る契約書の写し・補助対象経費を支払ったことが確認できる書類の写し・位置探索システムに係るサービスの内容が確認できる書類の写し
- 窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係

【 救急情報カード配布事業 】

一人暮らし等の高齢者の救急要請があった時など、本人の情報が正確に救急隊に伝達され、より適切な措置が図られることを目的にして、救急情報カードを配布します。救急情報カードは2枚複写で、1枚は冷蔵庫に貼付し、1枚は携帯することで救急隊の適切な判断を助けます。

- 対象となる方…75歳になられた方（施設入所者を除く）
- 配布方法…10月中旬ごろに対象となる方へ郵送
- 備考…対象者以外で希望の方へも、市役所高齢者福祉課、各地域交流センターで配布しています。また、市ホームページからダウンロードできます。
- 窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係
地域交流センター

救急情報カード(冷蔵庫用)			記入日	年	月	日
フリガナ						
名 前						男・女
住 所	取手市					
電 話					血液型	型
生年月日	昭・大・昭・平	年	月	日		
№	緊急連絡先(氏名)	電話番号	続 続			
①						
②						
③						
№	かかりつけの医療機関	診療科	電話番号			
①						
②						
№	持 病	服 薬 名				
①						
②						
加入医療保険						(写真がありましたら 貼ってください)
保険証番号						
医 生 委 員 氏 名						
電 話 番 号						
住所(〒) 郵便番号						
その他						

※上記内容に変更があった場合は、新しい内容を書き記入してください。
 ※緊急の際、上記の情報は救急隊員、運送先の医療機関、学校、衛生委員が活用(持ち出し)することに同意の上、ご記入ください。
 ※本カードは救急活動にのみ使用した場合作用いたします。そのため、救急活動によっては、活用されない場合があります。
 ※医療機関等の場合は、本カードを活用後、ご本人にお返しください。

《 手当 》

【 要介護高齢者手当 】

在宅の重度の介護を要する高齢者の方に対し、手当を支給します。

- 対象となる方…65歳以上で次の項目全てに過去1年間継続して該当する方
 - ・介護保険の要介護認定において要介護4又は5の状態の方
 - ・施設に入所していない方
 - ・介護保険のサービスを利用していない方
(年間1週間以内のショートステイの利用は除く)
 - ・本人及び同居している家族全員の市民税が非課税の方

- 支給金額…月額6,000円

- 支給回数…月1回

- 提出書類…要介護高齢者手当受給資格認定申請書

- 窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係

【 家族介護慰労金 】

在宅の重度の介護を要する方を介護している家族に対し、手当を支給します。

- 対象となる方…65歳以上(40歳から65歳未満で特定疾病の方を含む)で、次の項目全てに過去1年間継続して該当する方を現に介護している家族
 - ・介護保険の要介護認定において要介護4又は5の状態の方
 - ・施設に入所していない方
 - ・介護保険のサービスを利用していない方
(年間1週間以内のショートステイの利用は除く)
 - ・本人及び同居している家族全員の市民税が非課税の方

- 支給金額…年額100,000円

- 支給回数…年1回

- 提出書類…家族介護慰労金支給申請書

- 窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係

◀ 施設 ▶

【 施設の種類と内容 】

種類	対象者	概要
①養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上 ・環境上の理由及び経済上の理由で、家庭で生活することが困難な方 ※ねたきりの方は不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法による措置施設 ・費用は、本人及び扶養義務者（配偶者及び実子、養子）の所得の状況による
②介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（※）	要介護認定を受けており、原則要介護3以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ・常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方が入所する施設 ・費用は、本人（場合によっては同居者）の所得の状況による
③介護老人保健施設（老人保健施設）（※）	要介護認定を受けており、要介護1以上の方 ※ねたきりの方は不可	<ul style="list-style-type: none"> ・状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供する施設 ・費用は、本人（場合によっては同居者）の所得の状況による
④介護医療院（※）	要介護認定を受けており、要介護1以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的管理のもとで、長期療養が必要な方が入所する施設 ・費用は、本人（場合によっては同居者）の所得の状況による

（※）介護保険の施設サービスの対象となる施設

●施設へ入所するには

- ・養護老人ホームに入所を希望する場合は、まず福祉事務所（高齢者福祉課 高齢者福祉係）にご相談ください。調査した後、老人ホーム入所判定委員会において審査のうえ入所となります。なお、入所に際して、身元引受人が必要です。
- ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院に入所を希望する場合は、直接各施設で申込をしてください。
※市役所窓口では、施設入所の手続きはできません。

●窓口… 高齢者福祉課 高齢者福祉係 (①)
 高齢者福祉課 介護保険係 (②、③、④)

《 介護保険制度 》

【 対象者及び保険料 】

介護保険は40歳以上の方全員が加入します。

加入者（被保険者）は年齢によって次のように分かれています。

- 第1号被保険者…65歳以上の方
 - ・「要介護（要支援）認定」を受けた方は、介護（介護予防）サービスを利用できます。（介護が必要となった原因は問われません。）
 - ・保険料は、基準額をもとに所得や課税状況に応じて計算され、年金から差し引かれるか、又は納付書で市に納めます。
- 第2号被保険者…40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方
 - ・介護保険で対象となる病気（特定疾病）により介護や支援が必要になったとき、「要介護（要支援）認定」を受け、介護（介護予防）サービスを利用できます。
 - ※交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。
 - ・保険料は、加入している医療保険の算定様式により計算され、医療保険料と一括して納めます。

●窓口…高齢者福祉課 介護保険係

【 利用手続 】

介護サービス等を利用したいときは、市に申請して「要介護(要支援)認定」を受けます。

要介護・要支援の認定を受けた方は、介護保険のサービスを利用できます。

●窓口…高齢者福祉課 介護保険係



【 サービスの種類 】

在宅で介護を受ける「居宅サービス」と、施設で介護を受ける「施設サービス」があります。

- 居宅サービス…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、福祉用具貸与等があります。
※要支援1の方は、認知症対応型共同生活介護は利用できません。
- 施設サービス…介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、介護医療院サービスがあります。
※要支援1・2の方は、施設サービスは利用できません。
※介護老人福祉施設については、基本的に要介護3以上の方が対象となります。

●窓口…高齢者福祉課 介護保険係

【 利用料 】

介護サービス等を利用したときは、所得に応じて費用の1割～3割を負担します。

施設サービス等を利用したときは所得に応じて費用の1割～3割のほかに食費及び居住費の負担があります。

●窓口…高齢者福祉課 介護保険係

【 介護予防・日常生活支援総合事業 】

高齢者の方の介護予防と日常生活の自立を支援するための事業です。

●介護予防・生活支援サービス事業

- ・対象となる方…要支援1・2の方及び基本チェックリストで生活機能の低下に該当する方
- ・サービス…訪問型サービスと通所型サービスがあります。
 - 訪問型サービス：従前相当サービス（介護予防訪問介護と同様のサービス）
 - 訪問型サービスA（坂戸市の基準の生活援助サービス）
 - 訪問型サービスB（住民主体の訪問サービス）
 - 訪問型サービスC（短期集中訪問サービス）
 - 通所型サービス：従前相当サービス（介護予防通所介護と同様のサービス）
 - 通所型サービスA（坂戸市の基準の通所サービス）
 - 通所型サービスB（住民主体の通所サービス）
 - 通所型サービスC（短期集中通所サービス）

●一般介護予防事業

- ・対象となる方…65歳以上の方
- ・内容…介護予防・フレイル予防に関する知識の普及や啓発（介護予防に関する講演会、講座の開催など）、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援（介護予防サポーター養成講座など）を行います。

●窓口…高齢者福祉課 地域包括ケア推進係 地域包括支援センター

《 成年後見制度 》

【 成年後見制度 】

認知症、知的障害、精神障害のある方など本人の判断能力が十分でない場合、財産管理等、法律行為を自分で行うことが困難であったり、犯罪被害にあうおそれがあります。本人の判断能力を補うため、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動する制度が成年後見制度です。

成年後見の手続は、家庭裁判所にその旨の申し立てを行い、家庭裁判所が事案に応じて援助者（家族、親族、弁護士、司法書士等）を選任します。

利用する場合には、申立て費用、成年後見人等に対する報酬が発生します。

【 成年後見センター 】

成年後見制度を利用できるよう支援を行うとともに、制度の利用を促進するため、成年後見制度に関する相談や手続きの支援を行います。

●窓口…坂戸市成年後見センター（高齢者福祉課内）

《 埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度） 》

要介護認定をお持ちの方等で歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。申請時に介護保険被保険者証の提示をお願いしています。

その他詳細は、70ページに掲載しています。

●窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係

《 加齢性難聴による高齢者の補聴器購入費の補助 》

●対象となる方…次のすべてに該当する方。

- 65歳以上の方
- 加齢による聴力の低下により日常生活に支障をきたしているために補聴器の装用が必要であると医師が認める者（両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴である方。意思意見書が必要です）
- 聴覚障害による補聴器（補装具費）の交付を受けられない方（身体障害者手帳の交付対象とならない方）
- 市税の滞納をしていない方

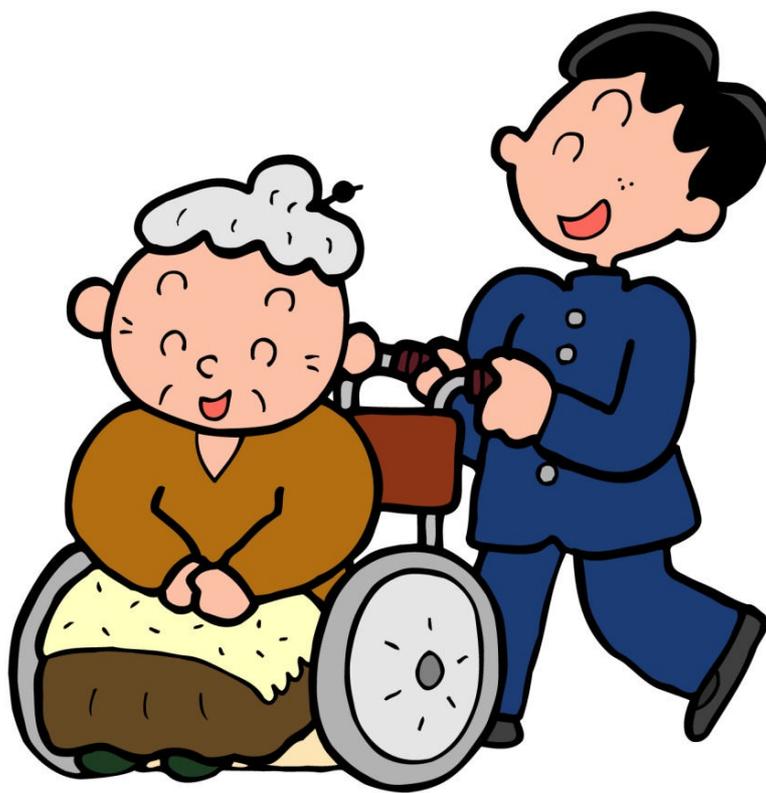
●内 容…補聴器の購入費の一部を補助します。

●支 給 金 額…非課税世帯の方 上限5万円
課税世帯の方 上限2万円

※補助を受けるには、補聴器の購入前に申請が必要です。

●窓口…高齢者福祉課 高齢者福祉係

障害者福祉編



障害者福祉課

《 手帳について 》

【 身体障害者手帳】

身体に障害のある方が福祉の援護を受けるために必要な手帳です。

- 対象となる方…視覚、聴覚・平衡機能、音声機能・言語機能・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方。
障害の程度により、1～6級に区分されます。
- 援護の内容…障害の等級により、医療費の助成・補装具費の支給・税の減免・交通機関の運賃割引・手当等の給付・自立支援制度による各種在宅サービスや施設サービスなどが受けられます。
※サービス事業一覧表を参照
※手帳取得時の年齢や所得に応じて、ご利用できないサービスもあります。
- 手続の内容…次のものをご持参のうえ申請してください。
 - 県知事の指定を受けた医師の診断書
※作成日が3か月以内のもの。
 - 写真2枚（上半身、無帽、無背景、縦4cm、横3cm）
※入院等で用意が困難な方はご相談ください。
 - 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
- 手帳の再認定…身体障害者手帳は、障害の程度が将来軽度化されることが予想される場合などには、認定期限が定められた有期認定となることがあります。この場合、手帳に記載されている要再認定日前までに再認定を受ける必要があります。
- 窓口…障害者福祉課 障害者福祉係

【療育手帳】

知的障害のある方が、福祉の援護を受けるために必要な手帳です。

- 対象となる方…埼玉県総合リハビリテーションセンター又は児童相談所の判定で知的障害と認定された方。
障害の程度により、最重度 ㊤ ・重度A ・中度B ・軽度Cに区分されます。
- 援護の内容…障害の程度により、医療費の助成・税の減免・交通機関の運賃割引・手当等の給付・自立支援給付等の利用による施設サービスや各種在宅サービスなどが受けられます。
※サービス事業一覧表を参照
※手帳取得時の年齢や所得に応じて、ご利用できないサービスもあります。
- 手続の内容…次のものをご持参のうえ申請してください。
 - 写真2枚（上半身、無帽、無背景、縦4cm、横3cm）
※入院等で用意が困難な方はご相談ください。
 - 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
 - 母子手帳、通信簿等（申請日時点で18歳以上の方は必要な場合があります）
- 手帳の再判定…療育手帳が判定期限の定められた有期認定の場合、手帳に記載されている次回の判定月までに再判定を受ける必要があります。
- 窓口…障害者福祉課 障害者福祉係

【 精神障害者保健福祉手帳 】

精神疾患（障害）のある方が福祉の援護を受けるために必要な手帳です。

- 対象となる方…統合失調症、気分障害などの精神疾患（障害）のため長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある方。（初診日から6か月を経過していること。）
障害の程度により、1級～3級に区分されます。

- 援護の内容…障害の程度により、医療費の助成、税の減免、手当等の給付、在宅サービスや施設入所等の福祉サービスが受けられます。
※サービス事業一覧表を参照
※手帳取得時の年齢や所得に応じて、ご利用できないサービスもあります。

- 手続の内容…次のものをご持参のうえ申請してください。
 - 1 医師の診断書で申請する場合
 - 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
※医師が記入し、作成日が3か月以内のもの。
 - 2 障害年金証書等で申請する場合
 - 障害年金証書又は特別障害給付金受給資格者証
※精神障害を支給事由とするもの。
 - 最新の障害年金振込通知書又は国庫金振込通知書※1又は2のいずれの場合も、次のものがが必要です。
 - ・写真2枚（上半身、無帽、無背景、縦4cm、横3cm）
※入院等で用意が困難な方にご相談ください。
 - ・個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
※更新については、有効期限の3か月前から申請できます。

- 窓口…障害者福祉課 障害者福祉係

◀ 医療費助成制度 ▶

【 重度心身障害者医療費の助成 】

心身に重度の障害のある方が、病院などで診療を受けた場合、保険診療でかかった医療費の自己負担分について助成します。

- 対象となる方…
 - ・身体障害者手帳1級・2級・3級の方
 - ・療育手帳 ④ ・A・Bの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
(ただし、精神病床への入院費用は対象外)
 - ・65歳から74歳の方で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方
※65歳以上で新たに重度心身障害者となった方は助成対象となりません。
※本人の前年の所得が基準額を超えた場合は助成対象外となります。
☆所得基準額(目安)※扶養親族0人の場合
本人所得 360万4千円≒年収518万円

- 支給対象医療費…保険診療に基づいた医療費の一部負担金
(健康保険組合からの附加給付や高額療養費は除く。)

- 受給資格登録…身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、健康保険証、本人名義の預金通帳を持参し、受給者証の交付を受けてください。

●支給の流れ

埼玉県内の指定医療機関で受診した場合、重度心身障害者医療費受給者証と健康保険証を医療機関の窓口で提示すると、保険診療分の医療費については窓口での支払いが無くなります。

※一医療機関で月額21,000円以上の医療費については、窓口でのお支払いが必要です。お支払いした一部負担金は1か月分まとめて、医療機関の証明又は領収書原本を添付して、重度心身障害者医療費請求書を提出してください。

- 窓口…障害者福祉課 障害者福祉係

《 障害者総合支援法による制度 》

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害のある人が障害の種類や年齢、施設・居宅の枠組みを超えて利用できる共通の制度として、各種サービスを実施しており、障害の程度やニーズに合わせて在宅生活支援や施設支援（日中と夜間のサービス）が選択できます。

また、自立支援医療や補装具の給付を実施しています。

※介護保険制度と共通するサービスについては、介護保険制度のサービスが優先されます。

【 介護給付 】

主なサービスの種類	サービス内容
居宅介護	入浴、食事などの身体介護や、洗濯、掃除などの家事援助等のサービスを行う。
行動援護	自己判断力が十分でない方に対し、危険回避のため必要な支援を行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
短期入所	施設等に短期間入所した障害者の方へ、必要な支援、介護を行う。
療養介護	医療と介護が常時必要な方に対し、医療機関で必要な看護や日常生活の支援を行う。
生活介護	常時介護が必要な方に対し、日常生活の支援や創作的活動、生産活動の機会を提供する。
施設入所支援	施設に入所している方へ、夜間・休日に必要な介護を行う。

その他に、重度訪問介護、重度障害者等包括支援があります。

【 訓練等給付 】

サービスの種類	サービス内容
自立生活援助	一人暮らしをしている方の居宅への定期的な巡回訪問や、適時のタイミングでの適切な支援を行う。

サービスの種類	サービス内容
自立訓練	自立した生活のために必要な身体機能、日常動作能力等の訓練等を行う。
就労選択支援 (令和7年10月～)	就労先等について、よりよい選択ができるよう、希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行う。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上の訓練を行う。
就労継続支援	一般企業への就労が困難な方に、働く場を提供し、知識及び能力向上の訓練を行う。
就労定着支援	就労している方と勤務先や家族との間で連絡調整等を行い、安定した就労を続けられるようサポートする。
共同生活援助 (グループホーム)	地域の共同生活住居において、夜間・休日に必要な日常生活上の援助を行う。

【 障害児通所給付 】 ※児童福祉法に基づくもの

主なサービスの種類	サービス内容
児童発達支援	障害児に日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う。
放課後等 デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練を行う。

その他に、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援があります。

【 相談支援 】

サービスの種類	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画の作成や定期的な計画のモニタリングを行う。
障害児相談支援 ※児童福祉法に基づくもの	障害児通所支援サービスの利用にあたり、サービス等利用計画の作成や定期的な計画のモニタリングを行う。
地域相談支援	精神科病院に入院している方等が地域での生活に移行する支援や、居宅・単身等で生活している障害者に常時の連絡体制を確保し緊急時の相談等の支援を行う。

【 自立支援医療（更生医療）】

身体に障害のある方に必要な医療で、日常生活上の便宜を増し、機能を回復することができるような医療を、県等が指定する医療機関で受けられます。

- 対象となる方…機能障害が改善されるなど治療効果が期待される方（身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方。）
- 援護の内容…指定医療機関による診察、治療、手術などの自己負担を公費で負担し、本人負担額を1割に軽減します。この制度を利用するときは、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要になります。なお、世帯の所得状況に応じて負担上限額が設定されます。

●窓口…障害者福祉課 障害者援護係

【自立支援医療（育成医療）】

身体に障害があり、放置すると将来、体に障害が残る可能性があるが、手術等の治療で障害の改善が期待できる子供に対して医療費の一部が公費で負担されます。

- 対象となる方…18歳未満の児童で、身体に障害があり、普通の生活をする上で支障をきたし、治療することによって改善される見込みがある方
- 援護の内容…自己負担を公費で負担し、本人負担額を1割に軽減します。なお、世帯の所得状況に応じて負担上限額が設定されます。

●窓口…障害者福祉課 障害者援護係

【自立支援医療（精神通院医療）】

精神疾患をもち、通院による医療が継続的に必要とされる方に対し、医療費の軽減を行います。

- 対象となる方…精神疾患の通院医療を受けている方
- 援護の内容…自己負担を公費で負担し、本人負担額を1割に軽減します。（薬代及び訪問看護やデイケアなどの費用含む。）
なお、世帯の所得状況に応じて負担上限額が設定されます。

●窓口…障害者福祉課 障害者福祉係

【 補装具 】

身体に障害のある方の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするための用具（補装具）が必要な方に基準額に応じた補装具費を支給します。ただし、介護保険を利用できる方は介護保険が優先されます。

●対象となる方…身体障害者手帳をお持ちの方で、手帳に記載されている障害に関わる補装具の交付、修理、借受けが必要な方。

●補装具の種類…○視覚障害者（視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡）
○聴覚障害者（補聴器）
○肢体不自由者（義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、座位保持装置、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置）
○身体障害児関係（座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具）
○借受け関係（義肢／装具／座位保持装置の完成用部品、重度障害者用意思伝達装置、歩行器、座位保持椅子）

●費用…世帯の所得に応じて原則1割の自己負担があります。
※所得が基準額以上の場合、この制度の対象外となります。

●窓口…障害者福祉課 障害者援護係

《 地域生活支援事業 》

障害のある方が、住み慣れた地域でともに豊かに暮らすため、地域生活支援事業として、次のサービスを行っています。

【 相談支援事業 】

障害者（児）の方やその家族の地域における生活を支援するため、在宅福祉サービスの利用援助、福祉制度の活用、施設の紹介、生活・介護相談及び情報提供等を行っています。

お住まいの地区により、以下の4か所に相談窓口があります。

○坂戸市障害者等相談支援センターしゃきょう（東部地区）

住 所：坂戸市石井2327-6 坂戸市福祉センター内

電 話：299-6550

F A X：289-3911

e - m a i l：soudanshakyou@sakadoshakyou.jp

担当地区：東坂戸、中小坂、紺屋、横沼、小沼、青木、石井、赤尾、
島田、塚越、戸宮、栄、片柳、片柳新田、柳町、坂戸

○坂戸市障害者等相談支援センターラボリ（中央第一地区）

住 所：坂戸市末広町8-16協和第3ビル

電 話：080-6748-2303

F A X：298-8403

e - m a i l：soudan@labori-saitama.com

担当地区：日の出町、本町、仲町、元町、泉町、芦山町、薬師町、
溝端町、末広町、中富町、粟生田

○坂戸市障害者等相談支援センターにし色コンパス（中央第二地区）

住 所：坂戸市南町8-10ヴァンテアンビル103

電 話：298-8951

F A X：298-8952

e - m a i l：rbcompass@yahoo.co.jp

担当地区：花影町、三光町、緑町、南町、鎌倉町、清水町、山田町、
八幡、関間、千代田、浅羽、浅羽野

○坂戸市障害者等相談支援センターぽんて（西部地区）

住 所：坂戸市伊豆の山町60-2 パナハイツ金子102

電 話：070-1508-5253

F A X：272-7707

e-mail：ponte@nijinoie.or.jp

担当地区：新堀、堀込、小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、今西、
金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口、中里、塚崎、北峰、
北大塚、にっさい花みず木、森戸、多和目、四日市場、厚川、
萱方、欠ノ上、成願寺、けやき台、西坂戸、鶴舞、上吉田、
伊豆の山町、西インター

●窓口…障害者福祉課 障害者援護係

【 移動支援事業 】

身体障害者（視覚障害者・全身性障害者）や知的障害者、精神障害者等を対象に外出時に必要な移動支援を行います。

●窓口…障害者福祉課 障害者援護係

【 日中一時支援事業 】

障害者等の日中における活動場所を提供することにより、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

●窓口…障害者福祉課 障害者援護係

【 地域活動支援センター事業 】

在宅の障害者の方が、自立・社会参加をすすめるための活動や日常生活における生活支援等を行う場として、次のような施設があります。

○地域活動支援センターのぞみ

精神障害のある方を対象に日常生活における相談や生活支援を行っています。また、交流や憩いの場としても利用できます。

住 所：毛呂山町毛呂本郷682

電 話：049-276-2088

FAX：049-276-1739

●窓口…障害者福祉課 障害者援護係

【 意思疎通支援事業 】

聴覚障害のある方を対象に社会生活に必要な手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。

●窓口…障害者福祉課 障害者福祉係

FAX：283-1830



【 日常生活用具給付事業 】

日常生活を営むのに支障がある在宅の障害者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。ただし、介護保険を利用できる方は介護保険が優先されます。

- 用具の種類…○下肢、体幹機能障害用（特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、T字状・棒状つえ、その他）
 - 上肢障害用（特殊便器）
 - 視覚障害者用（電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用体重計、視覚障害者用体温計、点字器、拡大読書器、その他）
 - 聴覚、音声・言語障害者用（屋内信号装置、携帯用会話補助装置、その他）
 - 内部障害者用（透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、ストーマ装具、その他）
 - 喉頭摘出者用（人工喉頭）
 - 頭部保護帽
 - 障害種別にかかわらず火災発生の感知・避難が困難な方用（火災警報器、自動消火器）

- 費用…世帯の所得に応じて原則1割の自己負担があります。
※所得が基準額以上の場合、この制度の対象外となります。

- 窓口…障害者福祉課 障害者援護係

《 居宅サービス 》

家庭における介護の充実を図るため、以下のようなサービスを提供しています。

【 障害児・者生活サポート事業 】

障害のある方やその家族の生活を支えるために、それぞれの生活にあった多様なサービスを提供している民間団体のサービスを利用する制度です。

- 対象となる方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの在宅の方又は難病患者の方、医師により発達に障害があると判断された方。

●窓口…障害者福祉課 障害者福祉係

【 訪問入浴サービス 】

家庭での入浴が困難な重度身体障害者に対して、月に数回程度、移動入浴車を派遣して、入浴サービスを行います。

- 対象となる方…家庭での入浴が困難な方で、下肢又は体幹機能障害で、1級の身体障害者手帳をお持ちの方又は障害者総合支援法施行令で定める難病患者の方で障害部位が下肢もしくは体幹機能である方

●窓口…障害者福祉課 障害者援護係

◀ 社会参加 ▶

【 障害者への就労支援 】

障害のある方の就労を支援するため、次のような機関が相談に応じたり、職業訓練等を行っています。

○坂戸市障害者就労支援センター

職業相談、就職準備、職場開拓、職場実習、職場定着等の各種支援を行っています。

住 所：坂戸市大字石井2327-6（坂戸市福祉センター内）

電 話：283-6161

FAX：289-3911

○川越公共職業安定所（ハローワーク川越）

障害者の就職等について、職業相談部門に特別援助コーナーを設け、専門の担当者が相談を行っています。

住 所：川越市豊田本1-19-8（川越合同庁舎内）

電 話：049-242-0197

FAX：049-246-2754

○埼玉障害者職業センター

障害者に対して就職のための相談、職業に関する能力の判定、職業準備支援等を行っています。

住 所：さいたま市桜区下大久保136-1

電 話：048-854-3222

FAX：048-854-3260

○国立職業リハビリテーションセンター

身体障害者が就職・自立できるよう、その能力に適した職業訓練を行っています。

住 所：所沢市並木4-2

電 話：04-2995-1711

FAX：04-2995-1052

【 タクシー利用料金の補助（福祉タクシー利用券） 】

- 対象となる方…
 - ・身体障害者手帳1級・2級の方
 - ・療育手帳 ㉠ ・Aの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ・埼玉県が行う特定疾患医療又は指定難病医療の給付を受けている方

- 内 容…利用登録をすると1か月あたり4枚の割合で利用券を交付します。（申請が年度途中の場合、月割りで計算して交付します。）利用券1枚当たりの助成額は、初乗運賃相当額です。乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は、2枚まで利用できます。利用できるタクシーは、埼玉県と一般社団法人埼玉県乗用自動車協会等が締結した協会に属する事業者または坂戸市と協定を締結した事業者となります。
※この利用券と障害者割引（一割引）は併用できます。乗車時には、ご本人の障害者手帳（身体、療育、精神）、指定難病医療又は特定疾病医療受給者証の提示が必要です。
※自動車燃料購入費の補助との併用はできません。

●窓口…障害者福祉課 障害者福祉係

【 坂戸市市民バス特別乗車証の交付 】

- 対象となる方…
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ・埼玉県が行う特定疾患医療又は指定難病医療の給付を受けている方

- 内 容…坂戸市市民バス降車の際に、特別乗車証を乗務員に提示していただくと無料になります。（第1種の身体障害者手帳及び療育手帳並びに第1種の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、介護者は一人まで無料になります。）
※鶴ヶ島市の「つるバス・つるワゴン」も割引運賃の対象です。
※各出張所でも交付しています。

●窓口…障害者福祉課 障害者福祉係

【 自動車燃料購入費の補助 】

- 対象となる方…身体障害者手帳の障害内容が上肢、下肢、体幹又は運動機能の障害が2級以上で本人又は家族が所有する自家用自動車を、日常生活において自ら運転する方
※福祉タクシーとの併用はできません
- 内 容…1か月当たり2,000円の範囲内で補助します。
※補助金の交付申請は期限が定められております。

●窓口…障害者福祉課 障害者福祉係

【 難聴児補聴器購入（修理）費の補助 】

- 対象となる方…身体障害者手帳の交付対象とならない次の方が対象となります。
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある難聴児で、両耳の聴力レベルが25デシベル以上である方。
- 内 容…基準額に応じた補聴器の購入費及び修理費を補助します。
- 費 用…世帯の所得に応じて原則1割の自己負担があります。

●窓口…障害者福祉課 障害者援護係

【 障害児介護用自動車燃料購入費の補助 】

- 対象となる方…以下のいずれにも該当する方
 - (1) 市内に住所を有すること。
 - (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証の交付を受けている方。
 - (3) 自己又は同居の親族が自動車を所有していること。
 - (4) 市内に住所を有する障害児を扶養していること。
※福祉タクシー利用券との併用はできません。
- 対象障害児…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの18歳未満の児童
- 内 容…障害児を介護する方が運転する自家用自動車に対し、自動車燃料購入費の一部を助成します。
※補助金の交付申請は期限が定められております。
- 助 成 額…1か月当たり2,000円の範囲内で補助します。

●窓口…障害者福祉課 障害者福祉係

【 埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度) 】

- 対象となる方
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の基準(※)に該当する方
 - ・要介護1以上の介護保険被保険者証の方
 - ・妊産婦の方やけが人、その他歩行が困難と認められる方
 - ・指定難病等受給者証をお持ちの方
- ※詳しくはお問い合わせください。

- 内 容…対象となる方に利用証を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

種類	車椅子使用者用	要介護者 障害者等用	妊産婦 けが人等用
利用証			
駐車区画			

申請窓口

対象	窓口
障害者・難病患者	障害者福祉課
高齢者	高齢者福祉課
妊産婦	こども家庭センター こども支援課
けが人等	上記の4か所

電子申請・郵送申請

埼玉県福祉政策課



《 手当・年金 》

【 在宅重度心身障害者手当 】

- 対象となる方…
 - ・身体障害者手帳1級・2級の方
 - ・療育手帳 ㉠ ・Aの方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方※ただし、本人の住民税が非課税の方に限ります。また、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過措置による福祉手当を受給している方、施設に入所している方及び65歳以上で新規に手帳を取得した方は除きます。
- 手 当 の 額…月額5,000円
6か月分ずつ3月・9月に支給

【 特別障害者手当 】

- 対象となる方…精神又は身体の重度の障害により、日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の方で、施設に入所又は病院に3か月を超えて入院していない方
- 手 当 の 額…月額29,590円（令和7年4月現在）
3か月分ずつ2・5・8・11月に支給

【 障害児福祉手当 】

- 対象となる方…以下の状態にあり、常時介護を必要とする20歳未満の方で、施設に入所していない方、又は障害を支給事由とする年金を受給していない方
 - ・身体障害者手帳1級及び2級の一部の方
 - ・療育手帳 ㉠ の方
 - ・精神障害、血液疾患、肝臓疾患等で上記と同程度の障害を有する方
- 手 当 の 額…月額16,100円（令和7年4月現在）
3か月分ずつ2・5・8・11月に支給

- 窓口…障害者福祉課 障害者福祉係

【 障害基礎年金 】

障害基礎年金は、障害の状態が国民年金法施行令別表で定められた障害等級の1級又は2級に該当している場合に支給されます。

また、障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にある場合に対象となります。

- (1) 国民年金加入期間
- (2) 日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
- (3) 20歳前の期間

※初診日の前日までに、一定期間の保険料が納付されていることが必要です。

20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

※障害年金の障害等級は国民年金・厚生年金保険障害認定基準により決定しますので、障害者手帳の等級とは同じではありません。

●窓口…市民課 国民年金係

※参考…川越年金事務所

住所：川越市脇田本町8-1 U_PLACE 5階

電話：049-242-2657

《 その他 》

【 特別支援教育 】

児童生徒一人一人にあわせた教育が提供できるよう、小・中学校には特別支援学級や通級指導教室が設置されています。

●窓口…坂戸市立教育センター

住所：坂戸市伊豆の山町 17-1

電話：281-2736

【 市立図書館のサービス 】

どなたでも図書館のサービスが受けられるよう、障害のある方のために次のサービスを行っています。

●視覚に障害のある方のために

【対面朗読】

ご希望の本（図書館所蔵の資料なら新聞、雑誌など何でも可）を中央図書館で朗読ボランティアの人が朗読します。一週間前までに予約してください。

（一日1回2時間まで、朗読場所は中央図書館）

※その他、ご相談に応じます。

【録音・資料の貸出し及び作成】

・図書館情報（デイジー版）

新刊図書、録音図書の紹介をした「声のおたより」を月1回、また、「図書館だより」の録音版を作成し、希望者にCDでお届けしています。

・録音図書（デイジー図書）、点字図書の郵送貸出

所蔵している録音図書（デイジー図書）、点字図書のほかにも全国の図書館より資料を借りて郵送貸出サービスを行っています。

※デイジーとは、デジタル化された録音図書です。

【再生機器の貸出し】

※デイジー図書を聞くためには、再生用の機器（プレクストーク）またはMP3対応のCDプレーヤーが必要です。デイジー図書とあわせて貸出しできます。

【拡大読書機の利用】

・中央図書館一般室、参考調査室には拡大読書器があります。

【坂戸市電子図書館の利用】

いつでも・どこにいても、パソコンやスマートフォンを使って本を読むことができます。

貸出点数 3点 貸出期間 15日間

(ご利用には、ID とパスワードが必要です。)

※本の読み上げ機能や文字の拡大機能がついている図書も一部あります。

●聴覚に障害のある方のために

字幕付き DVD の貸出

●活字を読むことが困難な方のために

読書サポートコーナーの利用

【対象】

- ・目の不自由な方
- ・活字が読みにくい方

【バリアフリー資料】

- ・大活字本 …大きな活字で印刷された本
- ・デイジー図書 …CD に録音された図書
- ・LLブック …やさしくわかりやすい本
- ・点字絵本
- ・布絵本 …見てさわって楽しめる布の絵本

※ 障害者手帳をお持ちの場合は、郵送サービスを受けられます。

●窓口…坂戸市立中央図書館

住 所：坂戸市仲町 1-23

電 話：281-6369

FAX：284-8588

【 障害者差別解消法 】

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

●概要

この法律は、主に次のことを定めています。

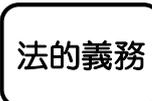
< 不当な差別的取り扱いの禁止 >

国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者が、障害のある方に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

< 合理的配慮の提供 >

障害のある方は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者に対して、障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

	不当な差別的取り扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体・ 民間事業者（※） 等	 不当な差別的取り扱 いが禁止されます。	 合理的配慮を提供 しなければなりま せん。

※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含む

障害を理由とする差別の解消においては、地域における理解の促進が不可欠となります。まずは市の相談窓口にご相談ください。

●相談窓口…障害者福祉課

【 障害者虐待防止法 】

この法律では、障害のある方への虐待をしてはならないこと、虐待を発見した人は市町村に通報する義務があること、虐待の予防や早期発見のための国の行政機関、地方公共団体等の役割、虐待を受けた人への保護や支援などについて定められています。

●定 義

障害者虐待防止法において「障害者虐待」とは次に掲げるものをいいます。

- ・ 養護者による障害者虐待
- ・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ・ 使用者による障害者虐待

●具 体 例

区分	内容	具体例
①身体的虐待	障害のある方の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること	平手打ちにする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、縛り付ける、閉じ込めるなど
②性的虐待	障害のある方にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること	性的な行為や接触を強要する、障害者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せるなど
③心理的虐待	障害のある方に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いをする、無視をするなど
④放棄・放置	障害のある方を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、①～③に掲げる行為と同様の行為の放置等、養護を著しく怠ること	食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排せつの介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させないなど
⑤経済的虐待	障害のある方の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さないなど

障害のある方への虐待を発見した人は市への連絡義務があります。下記窓口へご連絡ください。

●窓口…障害者福祉課 障害者援護係

●埼玉県虐待通報ダイヤル

※24時間365日受け付けます。

→虐待専用ダイヤル #7171（つながらない場合は
048-762-7533 へご連絡ください。）



《 サービス事業一覧表 》

○…該当 △…一部該当

分類	名称	身体						療育				精神			難病
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	①	A	B	C	1級	2級	3級	
自立支援給付・福祉施設	障害福祉サービス・障害児通所支援	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
医療とリハビリ	重度心身障害者医療費の助成	△	△	△	△			△	△	△		△	△		
	自立支援医療費（育成医療）	△	△	△	△	△	△								△
	自立支援医療費（更生医療）	△	△	△	△	△	△								
	自立支援医療費（精神通院医療）											△	△	△	
住宅・用具	補装具費の支給	△	△	△	△	△	△								△
	日常生活用具の給付	△	△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△
	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	△	△	△											
	重度心身障害者居宅改善整備費の補助	△	△												△
家庭介護・在宅支援	移動支援事業	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△
	生活サポート事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	日中一時支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	訪問入浴サービス（移動浴そう車の派遣）	△													△
	寝具乾燥消毒サービス	△	△					△	△						
	緊急時通報サービス	△	△												
外出と社会参加	タクシー利用料金の助成（福祉タクシー券）	○	○					○	○			○			△
	自動車燃料購入費の補助	△	△												
	障害児介護用自動車燃料購入費の補助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	市民バス特別乗車証の交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	自動車運転免許取得費の補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
	自動車改造費の補助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	駐車禁止適用除外	○	△	△	△			○	○			○			
	手話通訳者の派遣	△	△	△	△	△	△								
	要約筆記者の派遣	△	△	△	△	△	△								
手当・年金	在宅重度心身障害者手当	△	△					△	△			△			
	特別障害者手当	△						△				△			
	障害児福祉手当	△	△					△							
	特別児童扶養手当	△	△	△	△			△	△	△					
	児童扶養手当	△	△									△			
	障害基礎年金	障害基礎年金の等級表による													
	障害厚生年金	障害厚生年金の等級表による													
	障害者扶養共済制度	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	
税・公共料金関係	所得税の障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市民税、県民税の障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車税、軽自動車税、自動車取得の税の減免	○	○	△	△	△	△	○	○			△			
	有料道路の割引	△	△	△	△	△	△	△	△						
	タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	
	鉄道運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	
	国内航空運賃の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	NHK受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	NTT電話無料番号案内	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	

備考	所得制限	介護優先
ホームヘルプサービス派遣、ショートステイ、デイサービス等。介護保険制度の優先適用があります。	—	有
保険診療に係る一部負担金を助成します。ただし、自費扱いの支払は対象になりません。	有	—
保険診療に係る自己負担割合を1割に軽減します。世帯の所得に応じて月額上限額も設定します。（18歳未満の児童が対象です。）	有	—
保険診療に係る自己負担割合を1割に軽減します。世帯の所得に応じて月額上限額も設定します。	有	—
保険診療に係る自己負担割合を1割に軽減します。世帯の所得に応じて月額上限額も設定します。	有	—
手帳の障害内容に関する補装具が対象。種目によって介護保険制度の優先適用があります。	有	有
種目によって介護保険制度の優先適用があります。	有	有
下肢又は体幹が1～3級の方が対象。介護保険制度の優先適用があります。	有	有
下肢又は体幹が1、2級の方が対象。介護保険制度の優先適用があります。	—	有
屋外での移動が困難な障害者の社会生活上必要不可欠な外出を支援します。	—	—
一時預かり、派遣による介護、送迎、外出援助等。利用者負担額は950円/時間。	—	有
障害者等の日中における活動の場を提供することで、家族の一時的な休息を確保する事業です。	—	有
下肢又は体幹が1級の方が対象。介護保険制度を利用できる方は高齢者福祉課へお問合せください。	—	有
65歳以上の方は高齢者福祉課へお問合せください。	—	有
同一敷地内に親族がいない一人暮らしの方が対象。65歳以上の方は高齢者福祉課へ。	—	有
自動車燃料購入費補助との併給は不可。指定難病医療又は県の特定疾患医療の給付を受けている方も対象。	—	—
上肢、下肢、体幹又は運動機能障害2級以上で、本人、家族所有の自家用車を運転する方が対象。	—	—
18歳未満の障害児を介護し、家族所有の自家用車を運転する方が対象。	—	—
本人の運賃が無料、お持ちの手帳が1種の方は介護者の方も半額。	—	—
補助の対象となるのは、第一種普通自動車運転免許の取得の費用。所得制限があります。	有	—
障害者手帳をお持ちの方が所有し、自ら運転をする車の改造が対象。 （ただし、18歳未満の障害児を養育している保護者の車については、改造又は福祉車両の購入も対象）	—	—
障害種別により対象となる級が異なります。詳しくは警察署へお問合せください。	—	—
聴覚又は音声・言語機能に障害のある方を対象に、手話通訳者を派遣します。	—	—
聴覚に障害のある方に要約筆記者を派遣します。	—	—
在宅又は入院中の方で、本人が住民税非課税の場合対象。	有	—
所得制限があります。	有	—
所得制限があります。	有	—
20歳未満の障害児を養育している保護者への手当。所得制限があります。	有	—
子の父又は母に障害がある場合の手当。所得制限があります。	有	—
障害者の保護者（65歳まで）が加入する制度。所得により減免制度があります。	—	—
身体障害1、2級、知的障害④、A、精神障害1級の方は特別障害者控除となります。	—	—
身体障害1、2級、知的障害④、A、精神障害1級の方は特別障害者控除となります。	—	—
障害種別により対象となる級が異なります。詳しくはお問合せください。	—	—
割引を受けるためには、市役所で事前に登録する必要があります。	—	—
手帳の提示により、運賃が1割引となります。（精神障害の方は、タクシー会社により異なりますので、乗車時にご確認ください。）	—	—
事業者により、適用となる条件、割引率が異なります。切符等を購入する前に窓口で確認してください。	—	—
事業者により、適用となる条件、割引率が異なります。乗車券を購入する前に窓口で確認してください。	—	—
事業者により、適用となる条件、割引率が異なります。航空券を購入する前に窓口で確認してください。	—	—
全額免除と半額免除があります。免除の種類により適用条件が異なります。	—	—
104番（電話番号案内）を無料で利用できます。	—	—

福祉一般編



福祉総務課
社会福祉協議会

《 生活保護 》

【 生活保護とは 】

病気やけがなどにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困ることがあります。生活保護は、このように生活に困っている方に対して、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分のくらしを支えられるよう支援することを目的とした制度です。この制度は、生活保護法に基づいて行われます。

【 保護の決め方 】

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている人）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。

【 保護の内容 】

保護には、一定の基準により次の8種類の扶助があります。

- ・生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
- ・住宅扶助 家賃、地代または住宅の修繕費などの費用です。
- ・教育扶助 義務教育にともなって必要な学用品代、給食費などの費用です。
- ・介護扶助 介護サービスが必要な場合の費用です。
- ・医療扶助 病気やケガなどをした場合の医療に必要な費用です。
- ・出産扶助 出産に要する費用です。
- ・生業扶助 技術を身につけるための費用や就職準備などの費用です。
- ・葬祭扶助 葬祭などに要する費用です。

【生活保護が決定されるまで】

○生活保護の申請

生活保護を受けるには、本人や家族等の申請が必要です。

申請するときは、申請書に必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。

○保護の要件

生活保護を受けるには、次のような要件があります。活用できるものがあるときは、活用してください。

- ①資産の活用 預貯金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの活用できる資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。
- ②能力の活用 健康上支障なく働ける方は、能力に応じて働いてください。
- ③他の制度の活用 生活保護法以外の制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当等）で活用できるものは、それを活用していただきます。

○保護に優先して行われるもの

他の法律に定める扶助（児童手当や障害者手当など）が利用できるときや、扶養義務者（親、子ども、兄弟姉妹など）からの援助を受けられるときは、そちらを優先します。

○調査

申請すると福祉事務所の担当員（ケースワーカー）が家庭訪問などの方法により保護が必要かどうかの調査をします。調査の内容には、次のようなものがあります。

- ・現在の生活状況、世帯員の健康状況、扶養義務者の状況、収入、資産
- ・今までの生活状況、その他保護の決定に必要な事項

○決定

調査結果をもとに、定められた基準により保護が必要かどうか、また、必要な程度のものか、申請日から14日（ただし、調査に日時を要する場合等は30日）以内に決定し、その内容を文書で申請者に通知します。

●窓口…福祉総務課 保護係

◀ 生活困窮者自立支援 ▶

【 生活困窮者自立相談支援事業 】

生活困窮者自立支援法に基づいて、生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、包括的な支援を行うものです。生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの自立を支援します。

○支援の方法

自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、

- ①生活困窮者の抱えている課題を分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
- ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
- ③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整の業務を行います。

●窓口…自立生活サポートセンター



【 住居確保給付金給付事業 】

離職、自営業の廃止（以下、「離職等」という。）又は個人の責に帰すべき理由、都合によらない就業機会の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに就労支援等を実施し、住居及び就業機会の確保に向けた支援を行います。（家賃補助）

また、同一の世帯に属する方の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの方の家計の改善に向けた支援を行います。（転居費用補助）

（家賃補助）

○支給対象者

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内であること、又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であったこと（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）又は申請日の属する日において、主たる生計維持者であること
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下であること（収入には、失業保険、年金等の公的給付を含む。）

世帯人数	収入基準額
1人	11.5万円
2人	15.9万円
3人	18.8万円
4人	22.3万円
5人	25.7万円

- ⑤申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人	100万円
5人	100万円

- ⑥ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

○支給額

月ごとに家賃額を支給します。

ただし、申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が、基準額を超える場合については、次に掲げる計算式により算出される金額とします。

$$\text{支給額} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯の収入合計額} - \text{基準額})$$

○支給期間

原則、3か月間としますが、常用就職に向けた求職活動を誠実に継続していた場合等、一定の条件を満たせば、3か月間の延長及び再延長が可能です。

○支給方法

市が住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込みます。

○支給要件

給付金支給期間中は、常用就職に向けた求職活動を行う必要があります。

(転居費用補助)

○支給対象者

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に

属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること（離職や休業時の雇用形態、雇用期間、離職理由及び廃業時の廃業理由は問わない。）

- ②申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること（収入減少時には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④申請日の属する月における世帯収入額が、次の表の金額以下であること（収入には、失業保険、年金等の公的給付を含む。）

世帯人数	収入基準額
1人	11.5万円
2人	15.9万円
3人	18.8万円
4人	22.3万円
5人	25.7万円

- ⑤申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人	100万円
5人	100万円

- ⑥自立生活サポートセンターの家計に関する相談支援を受け、その家計改善のために次のイ)又はロ)に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること
 - イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること
 - ロ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること
- ⑦自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

○支給対象経費

転居費用の支給対象・対象外となる経費は次の表のとおり。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none">・家財の運搬費用・礼金、仲介手数料、家賃保証料、火災保険料の初期費用・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）・鍵交換費用	<ul style="list-style-type: none">・敷金・契約時に払う家賃（前家賃）・家財や設備（コンロ、エアコン等）の購入費用

○支給額・上限

申請者が実際に転居に要する経費のうち、支給対象となる経費を支給する。

支給額は、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額を上限とする。

例) 単身世帯 坂戸市内に転居の場合

37,000 円（住宅扶助基準額）× 3 = 111,000 円（支給上限額）

○支給方法

支給方法は、経費に応じて、次の（1）又は（2）のとおりとする。

（1）転居先の住宅に係る初期費用

自治体から不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領を原則とする。

（2）（1）以外の経費

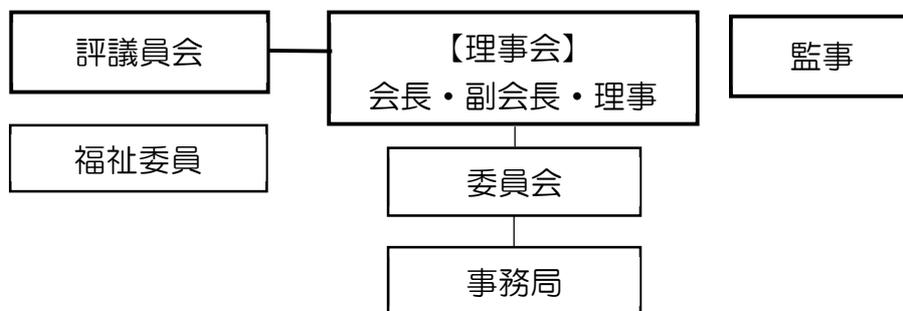
個々の状況に応じて、自治体から業者等の口座へ振り込む代理受領か、受給者の口座等への支給か、いずれかの方法で支給する。

●窓口…自立生活サポートセンター

《 社会福祉協議会 》

誰もが安心して楽しく暮らせる『福祉の街づくり』をすすめるために、地域住民のみなさんやボランティア・保健・福祉などの関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え、実行していく民間の福祉団体です。

- 事業…「高齢者」、「からだの不自由な方」、「ひとり親家庭」等に対する支援や「ボランティアの育成」、「福祉意識の啓蒙」など社会福祉全般にわたって、きめ細かな事業を展開し、地域と一体となり活動を推進しています。
- 組織…全坂戸市民を会員として位置づけ、会員代表として、それぞれの地区、福祉団体、ボランティアや行政関係者等様々な組織や団体から選出された評議員及び役員（理事、監事）で構成されています。



- 所在地…坂戸市大字石井2327-6（坂戸市福祉センター）
電話：283-1597
FAX：289-3911

【 福祉車両の貸出し 】

車いすを利用している方の社会参加の促進と日常生活の向上を図るため、福祉車両（リフトカー）の貸出しを行っています。

この自動車は、ワゴンタイプ・軽3人乗り（車いす1台）の車で、車いすに乗ったまま乗り降りすることができます。

- 利用目的…通院、入退院、家族旅行等
- 使用料…燃料費相当分を負担
- 貸出期間…1回につき5日以内 ただし1か月につき14日を限度
- 窓口…社会福祉協議会

【 車いす等の貸出し 】

①車いすの貸出し

病気、けが、通院、旅行等で急に車いすが必要になった方に無料で貸出しを行っています。

●貸出期間…3か月以内

●車いすの種類

- ・自走式…タイヤが大きく、自分で回して進むことができます。
- ・介助式…タイヤが小さく、介助者が後ろから操作します。

②福祉用具の貸出し

障害者疑似体験等の学習をしたい方に貸出しを行っています。

●貸出用具…白杖・アイマスク・車いす・高齢者疑似体験グッズ

●貸出期間…1週間以内

●窓口…社会福祉協議会

【 法人後見事業 】

認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力がほとんどない方等であって、ほかに適切な後見人等が得られない方に対し、坂戸市福祉協議会が後見人等を受任し、後見活動を実施します。

成年後見制度は、判断能力があるうちに将来に備え、信頼できる人と契約する任意後見制度と、判断能力が既に不十分な方に対して申立人が家庭裁判所に利用手続きをする法定後見制度があります。

●窓口…社会福祉協議会

【 福祉サービス利用援助事業～あんしんサポートねっと～ 】

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方に、安心して生活をしていただくため、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。

- 主なサービス内容…①福祉サービスの利用援助
福祉サービスの利用をお手伝いします。
- ②日常生活上の手続援助
日常の暮らしに必要な事務手続をお手伝いします。
- ③日常的金銭管理
日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。
- ④書類等預かりサービス
大切な書類などをお預かりします。

- 利 用 料…契約するまでのご相談は無料です。
契約後の生活支援員によるお手伝い（援助）は有料です。
1回1時間まで1,200円～1,600円、以降30分毎に400円が加算されます。
生活保護世帯は無料です。

- 窓口…社会福祉協議会

【 さかどふれあいサービス 】

日常生活で困ったとき、家事援助サービスを提供します。

会員制によりサービスを必要とする方とサービスを提供する方が登録し、市民同士で助け合うサービスです。

- 会 員 と は…①利用会員
市内にお住まいの高齢者や障害者、妊産婦、怪我や病気などで支援を必要とする方
- ②協力会員
心身共に健全で、社会福祉及びこの制度を理解し、サービスの提供ができる方
- ③賛助会員
この制度の趣旨に賛同し、積極的に金銭の援助ができる方

- サービス内容…食事の支度や片付け、衣類の洗濯や補修、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、外出の付添い、薬の受け取り

- 会 費…①利用会員 年会費1,000円
②賛助会員 年会費1,000円以上

- サービス料金…利用会員となってサービスを受ける場合の料金は1時間800円

- 窓口…社会福祉協議会

【 さかどボランティア・市民活動センター 】

ボランティア及び市民活動へ住民の参加を広く呼びかけるとともに、その活動を推進するための支援を行っています。

- 窓口…さかどボランティア・市民活動センター
(社会福祉協議会内)

◀ 貸付事業 ▶

【生活つなぎ資金貸付け】

一時的な収入の欠如、臨時的出費のため、生活が困窮した場合等に「生活のつなぎ資金」として、お貸しする制度です。

- 貸付限度額…5万円
- 居住条件…市内に3か月以上お住まいの方
- 返済期間…2年以内
- 据置期間…2か月以内
- 利息…無利子
- 連帯保証人…印鑑証明・課税証明書等が必要

●窓口…社会福祉協議会

【生活福祉資金貸付け】

この制度は、低所得者、障害者等の世帯で子どもの就学、病気療養、住宅の増改築などのために埼玉県社会福祉協議会が行う貸付制度です。

ただし、生活困窮者自立支援制度における相談の結果、社協貸付として判定された方が対象となります。（条件によって利用できる貸付制度が異なります。）

坂戸市社会福祉協議会が民生委員・児童委員の協力を得て、受付、相談の窓口となっています。

- 対象者…低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
- 資金の種類…別表参照

●窓口…社会福祉協議会

別表

資 金 種 類	利息	保証人
総合支援資金 失業者、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則必要
生活支援費	連帯保証人がいない場合は措置期間後年1.5%	
住宅入居費		
一時生活再建費		
福祉資金 福祉費 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、貸し付ける資金 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は措置期間経過後年1.5%	原則必要
生業費		
技能修得費		
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費		
福祉用具等の購入に必要な経費		
障害者用自動車の購入に必要な経費		
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		
災害を受けたことにより臨時に必要な経費		
冠婚葬祭に必要な経費		
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		
就職、技能修得等の支度に必要な経費		
その他日常生活上一時的に必要な経費		
緊急小口資金 緊急かつ一時的に生活困窮になった場合の少額貸付	無利子	不要
教育支援資金 教育支援費 就学支度費 低所得世帯に対し、貸し付ける資金	無利子	原則不要 世帯内で連帯借受人が必要
不動産担保型生活資金 不動産担保型生活資金 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 土地・建物を担保として貸し付ける資金	年3%又は長期プライムレートのうちいずれか低い利率	必要 不要
臨時特例つなぎ資金 離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付ける資金	無利子	不要

《 福祉総合相談窓口 》

福祉に関する総合案内としての窓口を、自立生活サポートセンター内に設置しています。

『福祉の水先案内人』として、様々な相談の内容に応じて、適切な制度やサービスにおつなぎします。

- 時 間 8時30分～17時15分（土・日曜日、祝休日、年末年始を除く。）
- 対象者 福祉に関する相談のある市内在住者及び親族など
※住民登録の有無は問いません。
- 相 談 相談員が話を伺い、課題を整理します。相談内容に応じたサポートや、適切な関係部署・機関へのつなぎを実施します。

●窓口…自立生活サポートセンター

《 民生委員・児童委員 》

民生委員は、民生委員法によって設置が定められ、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進を図ることを目的として活動しています。児童福祉法によって児童委員も兼ねています。

また、民生委員・児童委員の中には、児童福祉を専門に担当する主任児童委員がいます。

○民生委員の選任と委嘱

民生委員は、地域から選ばれた方が、市の民生委員推薦会を通じて、埼玉県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱を受けます。

○民生委員・児童委員の仕事

1. 住民の生活実態を必要に応じて把握します。
2. 援助を必要とする方に対して自立に関する相談、助言、援助を行います。
3. 援助を必要とする方に対して、必要な情報提供、援助を行います。
4. 社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業等を支援します。
5. 福祉事務所その他関係行政機関の業務に協力します。
6. その他必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動をします。

○民生委員・児童委員の基本姿勢

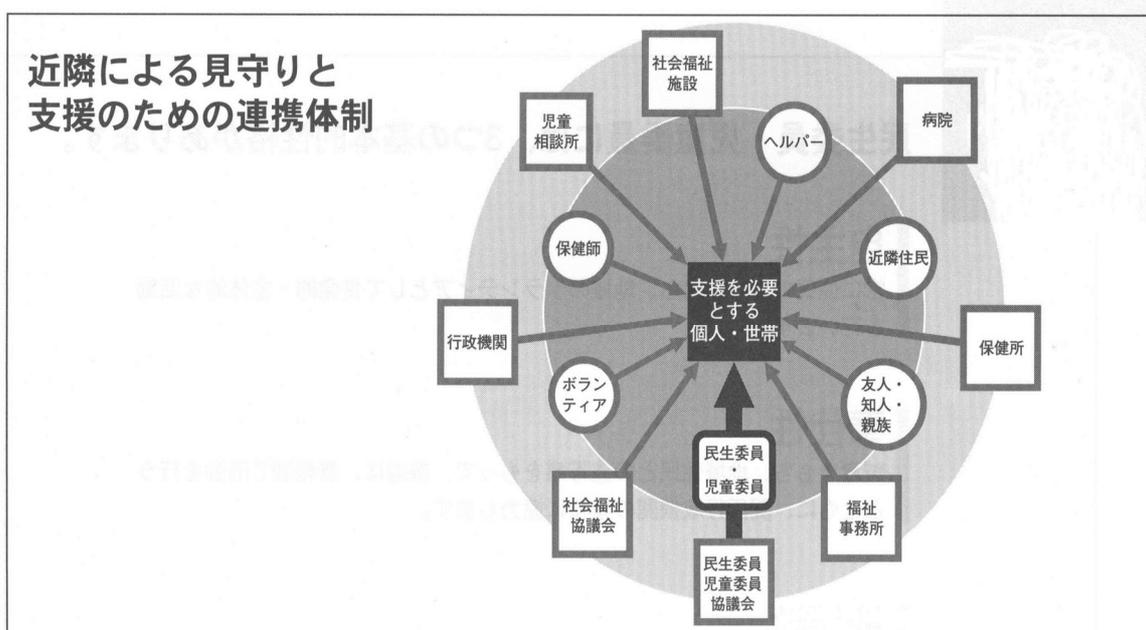
1. 社会奉仕の精神
社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。
2. 基本的人権の尊重
個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ります。人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別的、優先的な取扱いはしません。
3. 政党・政治目的への地位利用の禁止
職務上の地位を政党又は政治目的のために利用しません。

○民生委員・児童委員の基本的性格

1. 自主性…常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。
2. 奉仕性…誠意をもち、地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。
3. 地域性…一定の担当区域を基盤として、適切な活動を行います。

○民生委員・児童委員活動の原則

1. 住民性の原則
自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。
2. 継続性の原則
福祉課題の解決は時間をかけて行う必要があります。民生委員・児童委員の交代が行われた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。
3. 包括・総合性の原則
個々の福祉課題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その課題について包括的、総合的な視点に立った活動を行います。



○民生委員・児童委員 緊急連絡カード(旧・市民くらし安心カード)

本市では、少子高齢化や核家族化などが進むなか、

1. 民生委員・児童委員による見守り活動
2. 火災・救急搬送など緊急時の連絡調整

のため、『民生委員・児童委員 緊急連絡カード』を市内各世帯へ配布しています。

秘		坂戸市 民生委員・児童委員 緊急連絡カード		【市役所用】	
記入日		西 暦	年	月	日
住所 坂 戸 市					
固定電話		※本特内をご記入ください。 記入に際しては、添付用紙を一緒に納めください。			
No.	氏名	続柄	生 年 月 日		
	<input type="checkbox"/> 携帯電話 〇(フ)〇(-)不要		対象区分(該当項目に〇又は記入つづよし)		
1	氏名	■ 世帯主	1. 障害認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育
			2. 介護認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護
			西 暦	年	月 日
2	氏名	<input type="checkbox"/> 配偶者	1. 障害認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育
		<input type="checkbox"/> 子	2. 介護認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護
		<input type="checkbox"/> 父母	西 暦	年	月 日
		<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹	1. 障害認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育
		<input type="checkbox"/> その他	2. 介護認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護
		()	西 暦	年	月 日
3	氏名	<input type="checkbox"/> 子	1. 障害認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育
		<input type="checkbox"/> 父母	2. 介護認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護
		<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹	西 暦	年	月 日
		<input type="checkbox"/> その他	1. 障害認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育
		()	2. 介護認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護
		()	西 暦	年	月 日
4	氏名	<input type="checkbox"/> 子	1. 障害認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育
		<input type="checkbox"/> 父母	2. 介護認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護
		<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹	西 暦	年	月 日
		<input type="checkbox"/> その他	1. 障害認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育
		()	2. 介護認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護
		()	西 暦	年	月 日
5	氏名	<input type="checkbox"/> 子	1. 障害認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育
		<input type="checkbox"/> 父母	2. 介護認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護
		<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹	西 暦	年	月 日
		<input type="checkbox"/> その他	1. 障害認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 療育
		()	2. 介護認定	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> 要介護
		()	西 暦	年	月 日
緊急連絡先 ※連絡先の方の同意を得て、ご記入ください。					
①別住所の親族(親族以外の方は空に記入してください)		②別住所の親族 <input type="checkbox"/> 友人 <input type="checkbox"/> 近所 <input type="checkbox"/> その他			
氏名	氏名	(該当項目の口に〇又は記入つづよし)			
電話番号	電話番号				
※このカードは、民生委員・児童委員が見守り活動を行うために提供します。 (民生委員・児童委員と非でカードを管理し、緊急時は市が提供する場合もあります) ※市民生活や健康の市が所有する情報(電話番号及び緊急連絡先を含む)を連携し、変更があった場合はカードの内容を更新すると同時に同意の上、ご記入ください。 ※緊急時は上記の情報を市以外の行政機関、区・自治会、自主防災組織、医療機関にも連携する場合があります。このことに同意の上、ご記入ください。 ※連絡先等に変更があった場合は下記事務局までご連絡ください。					
					事務局長 萩原
坂戸市民生委員・児童委員協議会 事務局：坂戸市役所保健福祉課(049-283-1331)					

●窓口…福祉総務課 福祉政策係

◀ 避難行動要支援者支援制度 ▶

介護保険サービスの利用に係る要介護及び要支援認定者と障害者手帳取得者については、申請によらず「避難行動要支援者名簿」に自動登録され、災害が発生した際は、地域交流センター、消防等に名簿を提供し、安否確認や避難行動の支援に活用する体制を整えています。

また、第三者による避難行動の支援を希望する場合は、申請により「避難行動被支援希望者登録台帳」に登録されます。台帳情報は、災害に備えて平時から情報を共有していただくため、区・自治会長、自主防災会長、民生委員・児童委員へ基本的に年に1回の頻度で情報提供されます。

●窓口

(制度全般に関すること) 防災安全課・福祉総務課

(申請受付に関すること) 高齢者福祉課・障害者福祉課

《 赤十字事業 》

赤十字は、世界中で、戦争・紛争犠牲者の救済をはじめ、災害被災者の救援、医療・保健・社会福祉事業など、人道支援を展開する団体です。

そして、世界 192 の国や地域にある赤十字・赤新月社のひとつとして、日本赤十字法という法律に基づいて設立された法人が日本赤十字社です。

日本赤十字社は、東京に本社をおき、全国 47 都道府県にある支部、病・産院、血液センター、社会福祉施設などを拠点に、国内外の災害救護、医療、血液、社会福祉などの事業、救急法の普及、青少年赤十字、ボランティア活動など、幅広い分野で活動しています。

○日本赤十字社の使命

わたしたちは、苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

○わたしたち（日本赤十字社）の基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則に従って行動します。

1. 人 道 人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
2. 公 平 いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
3. 中 立 すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
4. 独 立 国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
5. 奉 仕 利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
6. 単 一 国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
7. 世界性 世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

○赤十字会員

赤十字の理念や活動について賛同し、活動資金（会費）を納めていただいた個人・法人を「会員」と呼び、赤十字の主な組織基盤となっています。

○赤十字活動資金募集

例年、5月に区・自治会・町内会や赤十字奉仕団等多くの皆様のご協力のもと、「赤十字会員増強運動」を実施し、活動資金の寄付のお願いをしています。

また、年間を通じて日赤埼玉県支部及び各市町村の日赤窓口（坂戸市役所福祉総務課）でも受付をしています。

令和6年度一般会費募集実績額（坂戸市） 2,907,505円

- 加入方法…個人・法人を問わず加入できます。例年、5月に赤十字奉仕団員、自治会役員等の方々が家庭を訪問し、会員加入をお願いしています。

○坂戸市赤十字奉仕団

赤十字活動を支えるボランティア組織として、坂戸市赤十字奉仕団があります。

赤十字奉仕団は、赤十字活動にご理解をいただいた方々により組織され、その団員数は104人（令和7年4月1日現在）であり、会費募集を始め、地域の防災訓練の炊き出しや子育て支援ボランティア、被災地の避難者への炊き出しや義援金の募集活動などを行っています。

- 窓口…福祉総務課 福祉政策係



《 更生保護活動 》

社会奉仕の精神をもって、地域の方々のご理解とご協力のもとに、罪を犯した人々が通常の社会生活を営みながら、自立更生する手助けをしています。また、犯罪予防のため啓発に努め、地域社会の浄化を図るなど、個人、公共の福祉に寄与しています。

坂戸市では、国から委嘱された保護司と更生保護女性会員が活動しています。

【 川越地区保護司会坂戸支部 】

保護司とは、保護司法に基づいて法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、地域社会から選ばれた社会的信望の厚いの方々です。社会奉仕の精神をもって、罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図ることを使命としています。全国で約 47,000 人、県内では約 1,400 人が活動しています。

坂戸市では、現在 15 人の保護司が活動しています。

○保護司の活動

民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察対象者に指導・助言を行います。また、本人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたときにスムーズに社会生活を営めるよう、帰住先の生活環境の調整や相談を行っています。

保護司は、それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。

●窓口…福祉総務課 福祉政策係

【 坂戸地区更生保護女性会 】

更生保護女性会は、女性の立場から犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。

家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。全国で約 12万人、坂戸市では80人（令和7年4月）の会員が活動しています。

○活動資金（愛の募金）

埼玉県更生保護女性連盟では、毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間中、埼玉県下一斉で地域の皆様に「愛の募金」のご協力をお願いしています。

この愛の募金は、更生保護思想の普及と更生保護活動のために大切にに使わせていただいています。また、この募金の一部から、子どもたちの健全育成のために、市内各小・中学校に「愛の図書費」として図書の購入費を贈呈しています。

令和6年度募金総額（坂戸市） 837,000円

●窓口…福祉総務課 福祉政策係

坂戸市役所

〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1
電話 049-283-1331 (代表)
FAX 049-283-3903 (代表)
ホームページ <http://www.city.sakado.lg.jp/>

令和7年6月発行



坂戸市イメージキャラクター
さか3ん